

平成26年第3回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成26年9月8日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成26年9月10日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	延会	平成26年9月10日	15時27分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員		8番	大山勝代		10番	品川義則
職務のため議場に出席した者の職氏名		(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 埋金晴代
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		こども課長	内山十郎	
	副町長	松田一也		健康福祉課長	熊本弘樹	
	教育長	大串和人		農林環境課長	松雪靖弘	
	総務課長	酒井英良		まちづくり推進課長	天本正弘	
	企画政策課長	木村司		会計管理者	天本政人	
	財政課長	城本好昭		教育学習課長	原博文	
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 大 山 勝 代
 - (1) 疲弊している教職員が元気に職務を果たせるために
 - (2) 各学校の教育環境の整備について

2. 林 博 文
 - (1) 消防行政について
 - (2) 農業行政について

3. 松 石 信 男
 - (1) 災害に強い町づくり・防災対策について
 - (2) どうなるのか、子ども子育て新制度について

4. 河 野 保 久
 - (1) 公共施設（建物）の検討はどうなっているのか
 - (2) 「風の声がきこえる」の公演について

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○8番（大山勝代君）（登壇）

皆さんおはようございます。8番議員の大山勝代です。朝早くから傍聴の方はお疲れさまです。

今回の質問は、まず初めに、先生方の多忙化解消についてです。

昨年9月議会でも同じような質問をしましたが、その後、どう改善されたのか、お伺いしたいと思います。

そして2つ目は、学校の環境整備についてです。

学校現場では、多忙化による過労死ラインを超える時間外労働が蔓延する中、精神疾患による休職者もふえてきています。私は、多忙化解消についてただすとともに、基山3校での労働安全管理体制の一層の強化を求めて質問をしたいと思います。

まず初めに、ことし6月、OECD（経済協力開発機構）は、中学校の教員の勤務環境などの国際調査結果を発表しました。新聞で報道されましたので、ごらんになった方も多いと思いますが、主に先進34カ国・地域の中で、日本の教員は指導への自信がその中で最も低く、逆に勤務時間は最も長いとの結果でした。そのことについて、教育長の所感をお聞かせください。

先生たちの多忙が問題になって、世間でも随分知られるようになったわけですが、それについて、佐賀県の教育委員会も対策を立てていますが、依然、解消の道はなかなかありません。超過勤務時間が月平均80時間以上の先生が多くいます。基山3校では何人報告されているのでしょうか、また、そのことでどういう対策を立てていらっしゃいますか。

教育委員会として、どういう職務が先生方にとって負担とされているのか、把握されて

いると思います。お示してください。

多忙化解消の手だてとして、県の教育委員会は労働安全衛生委員会を開かせ、その対策を立てています。町として、そのことについてはどうされているのか、教えてください。その議事録の開示は可能でしょうか。先生方が書かれている業務記録表も見せていただけますか。

担任教師の大きな業務の一つに、子供たち一人一人の指導要録を作成するという作業があります。神経を使う仕事ですが、手書きですから、それをパソコンで記入したいとの先生方の要望がありますが、既にほかの教育委員会では導入されているところがふえてきています。基山ではいつからその導入ができますでしょうか、お尋ねします。

1 項目めの最後ですが、1 年前、多忙化解消のために努力をしてくださいと私はここでお願いしました。具体的に改善されたものがありますか、お尋ねします。また、今後どう改善を考えていらっしゃいますか。

2 項目めです。1 つは、9 月13日は中学校の体育大会、27日は小学校の運動会が予定されています。いずれも土曜日開催です。日曜日ではなく、土曜日に行う理由は何ですか。

2 つ目、小学校の夏休みのプール使用が、従来、午前と午後に開放されていたものが、ことしから半日だけになりました。子供たちにとっては楽しみなプール遊びが、制限されたということになります。なぜそのようになったのか、その理由をお聞かせください。

3 つ目、最近是不審者が多く、学校でも不安が増大しています。鳥栖市では、安心・安全の環境を整えるということで各学校防犯のためのカメラが設置されています。基山でも設置を予定されていますか。

4 番目、基山町は各学校の自校方式の給食からセンター方式になり、5 年がたったと思います。若基小学校では、その教室がコスモス教室として活用されています。中学校は何も使われてなくて、そのまま空き室です。利用計画がありますか、お尋ねします。

5 番目、中学校の体育館は、雨がひどく降るとき、雨漏りがどこからともなくして1カ所ではないそうです。授業に差し支えると聞いています。早急に補修が必要だと思いますが、どうなっていますか。

これで1 回目の質問を終わります。回答、よろしく申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

大山議員の2項目に対する御質問にお答えをまいります。

1項目めの疲弊している教職員が元気に職務を果たせるためにということで、(1)のOECDが発表した中学校の勤務環境などの国際調査の結果に対して、どう考えるかということでございます。

御指摘の調査によると、調査参加国の週当たりの勤務時間の平均が38.3時間に対し、日本は53.9時間という比較結果が出ています。御案内のように、中学校では、教科指導のほかに放課後の部活動の指導があります。部活動指導においては、放課後のみならず、土曜日や日曜日等の休業日の指導も含まれます。日本の中学校の超過勤務の実態は、この部活動指導が多く影響しているものと思われまます。

現在も行っております部活動指導の適正化は、教員の超過勤務の削減のみならず、生徒の健康管理にも大きな影響を及ぼしますので、学校にも指導しているところでございます。

(2)の超過勤務が80～100時間の教職員はいるか。また、それに対し学校として教育委員会としてどう対処しているかということですが、基山町の小学校には、教頭1名、それから、中学校には職員6名がおります。その職員に対して管理職のほうで超過勤務にならないような定時退勤を促したり、部活動の休養日を徹底するなど配慮をしています。

また、80時間を超えた職員には産業医による受診を勧めており、教育委員会としても、学校に対して産業医の受診を促しているところでございます。

(3)番目、先生たちが多忙で負担と考えている職務は主に何かということですが、小学校では、研修会等出張の回数の多さや、予期しない出張等、また、複数の教員で指導する際の事前の打ち合わせ時間に負担感を持っております。また、中学校では、部活動指導に対して負担感を持っているようでございます。

(4)番目の「労働安全衛生委員会」の議事録は出してもらえるかということですが、基山町内の学校職員数は52名ですので、法で定めるいわゆる衛生委員会というのは設置していませんが、衛生委員会に準じた、職員の意見を聞く機会は設けております。

お尋ねの議事録については、話し合いの結果をまとめたものについてはお示しできるのではないかと思います。

続いて、業務記録のことも触れておられましたが、個人の業務記録につきましては、個人が特定できる可能性がありますし、名前が全部に入っております。名前を消したとしても、個人が特定されるおそれがありますので、業務記録については今のところ控えさせていただ

きたいと思っております。

(5) 番目、「業務記録表」の書き方については、どう指導しているかということですが、県教委の示した記入方法にのっとり、個人の記録を本人が記入しております。

(6) 番目、指導要録の電子化を早急に導入することはできないかということですが、御指摘の部分については、現在、検討をしているところでございます。

(7) 昨年9月の質問以降、多忙化解消のために具体的に何がなされたか。また、今後何をされるかということですが、各学校が抱えている多忙化を解消するため、いま一度、各学校の取り組みの検証をして改善に結びつけるよう指示をし、各学校が課題の解消に向けて取り組んでいます。

具体的には、毎週確実に定時退勤日を設ける、校内LANを積極的に活用し、校務処理の効率化を行う、校務分掌を個人任せにしないで組織的に行う、職員会議において先月の業務の状況、改善点を教頭が報告し、全職員で協議する場の設定を行う等の取り組みを行っております。

2項目めの各学校の教育環境の整備についてでございますが、(1)の日曜日ではなく、土曜日の運動会、体育大会開催はなぜかということですが、このことにつきましては、土曜日等の休日を効果的に活用し、家庭や地域との連携のもとで、各学校での開かれた教育活動の充実を図る目的で実施をしています。また、このことにより、従前休業日開催していたときに比べ、児童・生徒の代休措置をとらないため、1日分の授業日数が増加し、授業時間の確保につながっています。

(2) 夏休みのプール開放について従前の午前・午後使用から今年の半日使用になったのはなぜかということですが、理由としましては、昨年の実績として、利用者の減、天候による中止が多かったことが上げられています。なお、夏季休業中のプール開放はPTAが計画、運営をしています。したがって、最終的にはPTAの判断によるものでございます。

(3) 番目、各学校に監視カメラの設置を考えているかということですが、防犯カメラの設置については、現在、検討を行っているところでございます。

(4) 番目、中学校の旧給食室の利活用をどう考えているかということです。

平成27年度、28年度で校舎の大規模改造事業を予定しておりますので、旧給食室の利活用につきましては、学校の意見も聞きながら決定をしていきたいと考えます。

(5) 中学校体育館の雨漏り補修の計画を示せでございますが、雨漏りの状況を確認して、

早急に対応したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございました。それでは、再質問を行います。

1番目です。OECDの調査結果を初めにお聞きしましたが、教育長は、適正化するために、学校にも指導しているとの回答でしたが、私はまずお聞きしたいのは、この結果をどう見るかということです。それによって先生方、特に中学校の先生方の勤務の状況がはっきりしてくると思いますので、所感をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

このOECDの調査は、勤務時間、要するに中等学校の勤務時間それだけを調べたのではなくて、中等学校のいわゆる教育環境というか、学習環境と教員の勤務関係を調べてあるんですね。それで、教員の勤務時間に関するのは、物すごく大きな項目の中で3項目あったんですが、これだけが突出して、これを調べたようになっておりますが、そういうことではないということで、包括して調べている——ちょっと道がそれでしたが、どういうふうに思われるのかということですが、中等教育学校ですので、ほぼ中学生に当たる時期だと思いますが、確かに教員の勤務時間は世界の34カ国に比べて平均からは突出しております。その内容は、部活動指導でいくと、平均が2時間ぐらいなのに、日本は7時間ぐらい。それから、その他の校務といいますか、放課後の校務について、平均が2.幾らなのに、5時間ぐらいあった。このあたりが非常に日本としての特徴であると思います。

この部活動と放課後の校務についての超過というのが大幅に平均を押し上げている。授業時間の平均に比べると、34カ国の19.何時間の平均に比べて、日本は17時間で、授業時間そのものは少ないんですね。ですから、いわゆる放課後の勤務時間が終わってからの校務というのは、確かによその国に比べては多いんだなということは、私も実感をしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ありがとうございます。自分の指導力がほかの外国の先生方と比べて、日本の先生が一番自分は劣っているんじゃないかという指導への自信が最下位ですからね。それに対して、今おっしゃった部活動とか、それから一般事務、そういうものでほかの他国の先生方と比べて勤務時間はすごく長い。一番上。そここのところの大きなギャップといたしますか、それが日本の先生方の、特に中学校の先生方の現状だろうと思います。

そこでですが、元来、先生たちというのは、多分優秀な方で、教育学部を出られて先生になられたと思うんですが、最低というのは、どういう理由が一番考えられますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

日本人というのは、割と謙遜しているというか、そういうところも1つあると思います。それから、文科省が言っていることは、私もそうだなと思うことがあるんですが、日本の教員については、低い自己評価については他国に比べて高い水準の指導力を自分の中で持っているということで、今の水準ではまだだめだというふうに日本の教員は思うのであろうと。

あの調べの中で、日本の教員のスキルというか、そういうことについてもいろいろな調査があつて、国際調査の中で日本の教員は、教員のライフステージの中でよく学んでいっているということがあの調査の中でも出ているんですね。ですから、その中で、なおかつこういう評価というのは、私は文科省の言っていること、日本の教員の技術は劣っていないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

中学校の先生たちは、多忙な中、教材研究をきっちりして、そして授業に臨みたいと思っ
ていらっしゃいます。だけれども、それに集中できないという超過勤務等の結果が浮かび上
がってくるわけですが、これは国際的にほかの国と比べた結果ですが、基山の先生方も同様
だと思われませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

日本で192校ですから、3,800人ぐらいの教員で調査しておりますが、大体、統計学的にはそのようなことが出ておりますので、私どものところも大体同じような教育環境であろうと、教員の勤務環境であろうというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

OECDの報告は、先ほどおっしゃったように、平均が38.3%に対して、日本の超過勤務は53.9%です。——ごめんなさい、38.3時間に対して、日本は53.9時間。15時間程度の差があると思いますが、基山の先生方も平均として53時間ぐらいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

平均というその統計はとっておりませんが、中学校にすれば、そのくらいはいくというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

とっていないということですが、よろしければ、とっていただいて、比較ができればと思います。よろしくをお願いします。

ここに、鳥栖の市議会の議員と教育長のやりとりをまとめた報告がありますが、残業が月100時間以上が延べ279人とあるんですよね。基山は、先ほどおっしゃったのですと、7人と言われましたけれども、鳥栖は12校ありますね。基山は3校で、大きく学校数は少ないのですけれども、それにしても、7人というのはちょっと少くないかなと思って、もしかしたら、これは1人の人をダブルカウントした可能性があると思うんですよね。それを延べとした形で数がわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

中学校だけで論じたいと思いますが、中学校は6名ですね。この6名は、80時間から100時間の間に平均で入っているのが6名おるということで、4月から7月までで、延べで計算いたしますと、延べで30名ほどおります。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

わかりました。そしたら、やっぱり多いんだなという実感がわかります。過労死ライン、どういうふうに位置づけられていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

80時間以上を超えると、医師の診断を受けなさいというふうに管理職のほうから受診を勧めると。——40時間、45時間だったですかね、ラインは。ちょっと私も小さい数字を正確には言えませんが、そのあたりがラインだったのかなと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

もう前ですけれども、私が現場で勤めているときに、校長先生の娘さんが唐津で先生として頑張っていたのに、ある日突然、朝倒れられたということで、そのまま亡くなられましたけれども、依然からもそういう事例はありますし、基山の先生方にも最悪の事態を考えていることが必要だと思います。

そこでですが、中学校の超勤を少しでも減らしていくという大きな手だてとしては、部活動の制限だろうと思います。そこの対策も立てていって、休養日をとるようにということですが、基山の場合、一斉にどの部活もこの曜日は部活をしませんという日があるのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在、ウイークデーの中で休養日はとっていません。土曜、日曜の中では、必ずどちらか休むということはしております。佐賀市とか、向こうのほうの一部の市では、ウイークデーの中で1日休みにするということをやっているところもあるようですが、そのあたりについては、今後、学校の考え等も聞いて、どういうことがいいのかということは校長と相談して学校運営をしてもらいたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ウイークデーではとっていないわけですね。そしたら、そのことについては今おっしゃったように、今後検討していただくということで、よろしくをお願いします。

部活動について、例えば、先生になる前に運動経験がない人がサッカーの部活の顧問にならなければいけないということが、学校運営上、どうしてもそのところが多くあると思います。そしてまた、先ほど土日、どちらかということになりますけれども、土曜日も日曜日も連続、練習試合、よそがこちらに来てとか、行ってとか、そういうことがあっておると思います。そこで、次の日から、また通常の勤務に移らなければいけない。部活動の技術的な指導がうまくいかない、そして時間はとられる、そして次の日は勤務をしなければいけない、そういうところで大きなストレスと勤務超過になっていると思いますが、以前はあったのだと思いますが、極端な話かもしれませんが、部活動を切り離して、例えば、社会体育で外部の指導者に委ねるということにはなりませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

部活動も、学校教育の中にきちんと位置づけられておりますので、完全に外に委ねて、社会体育みたいにして出すということは、外部の指導者を入れて、指導者の負担を軽減するということは十分考えられますが、全部を出してすると。例えば、ドイツあたりでは、もう部活動というのはやっていないんですね。全部、学校の外で、それぞれのクラブ組織に入ってやっているという、そういうふうなことには、やはり日本はまだ学校教育の中でやっているということですので、そのあたりは御理解いただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

また、先生方に言わせれば——その前に聞きたいのは、平日の中で、退勤日が決められていますか、何曜日ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学校によって、それはまちまちです。それで、水曜日等については、小学校は比較的授業が早く終わったりしまして、水曜日と決めているところもありますし、中学校は、また別の曜日を決めていたりしておりますので、フレキシブルにそれは設定をしていると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

それは週1ですか、そして、それが実質的に実行されているのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私の過去の経験から言いますと、なかなか定時退勤日を決めても帰ってもらえないという、仕事があるから帰れないんだと言われるかも知れませんが、帰りましょうということを相当呼びかけても、なかなか電気を消すとか戸締りをするということができないのが実情ですが、定時退勤日はそれでもふだんより相当早い時間で戸締りができるというふうなことにはなっていると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

先生方に言わせれば、5時に帰りましょうと言われても、仕事があと1時間分以上残つると。これが処理できなければ、あしたの業務に差し支えるということがはっきりしているわけですね。ですから、帰れないという、そういう先生の声聞いています。だから、そ

の解決はなかなか難しいかもしれませんが、今後、お互いがということでされていくのだらうと思います。

80時間を超えた先生に産業医の受診を勧めていらっしゃると思いますが、基山で受診した先生はいらっしゃいますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

現在の時点では、いないというふうに聞いています。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

何となく、私がもしそういうことになったにしても、受けたくないですよ。受けなさいと言われても、いや、必要ありませんと本人が言って、それがずるずるとということがあちこちの学校であると思いますが、でも、それはそこでほっといたらいかんのだらうと思います。どうその後のことをされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

80時間、あるいは100時間を超えた職員については、管理職のほうで受診を勧めて、なおかつ本人の判断で行かないというときは、健康観察あたりを、日ごろの言動も含めて、そういうことをきちんと管理職のほうでやるということは常日ごろから言っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そのやりとりがあった後でも、頑張って勤務を続けて、気づいたら鬱になっていたというのは、ただ学校現場だけじゃなくて、よその職場もいろいろあると思います。教育委員会として、それから学校長として、その辺のフォローをよろしくお願いしたいと思います。

出張についてですが、学校運営上、絶対必要な出張と、割り当てがありますよね、大体何

割出してくださいとかというのをよく私のときも聞いたことがありますけれども、もし、それを委員会として上限を出すのか、下限を出すのか、その辺の校長への指導をされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

上限とか下限という波形で表示してくるといのは、ほとんどありません。そういう研修を、ある大会があるときに学校当たり何名と要請してくるときは、もう数字で来ますので、下限とか上限はほとんど私は経験したことはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

割合じゃなくて、数字で来るといことですね。そしたら、数字で来たら、平均的平等になるかなといったら、そうではないといことですよ。小さな学校は、小さな学校のある程度の数字を出してお願いしますって来るといかもしれませんけれども、小さな学校、もともと教員が少なくて、少ない中出張に出る。そしたら、あいた教室に誰か行く、その辺がとっても厳しくなりますので、研究会、大会など、随分たくさんの方が各近辺から集まってこられますが、その辺も少しセーブするよなことができないかと今でも思っています。

先に行きます。労働安全衛生委員会を、50人以上の事業所では設置するよなになっていますが、基山では、以下ですのよいいと思いがすが、しかし、やっぱり労働安全衛生委員会のあり方といのはあると思いがすが、説明していただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

日ごろの勤務の実態等、意見を出し合って、どうすれば勤務時間の削減につながるかと、今の労働環境がどうであるかといことを職員が意見を出し合って、それを改善していくといことはとても大事なことであると思っています。そのことで会を開いて、その会を開くためにまた忙しくなるとい、そういうことであると、また変な方向に行きますので、何かの会議、研修会であるとか、それから職員会議であるとか、そういうときの――後の時間に

せっかく集まっているので、そういうときに話し合う機会を設けるということを、私どもの校長には指示をしているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

50人以上の事業所としては、毎月開かなければいけないのですか。学期に1度とか、年間とかということが決まっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ちょっと私も確かじゃないんですが、毎月だったと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

基山は先ほど言われたほかの打ち合わせ等の上乗せでって、そういう回答だったと思いますが、それはそれでいい。先ほどの一番初めの教育長の回答は、意見を聞く会を設けているということです。もう少しそのことについて具体的に、どういう形で、例えば昨年、ことし開かれたのか、教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

常日ごろ管理職のほうで管理していること、それから、職員から申し出があったというようなことをきちんと題材にして、このことで討議という形で意見を出していただくということをやっているところであるというふうに思っております。

業務の効率化にしてもそうです。こうやったほうがもっと早く効率よく仕事ができるということもあわせて、そこの中で行事の推薦というのも出てくるとは思いますが、そういう中で、話し合いという形でやっているというところでございます。

ただ、校長に言わせると、なかなか意見が出てこないという場合も多いということが報告の中であっております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

それは学校単独ですか、意見を聞く会。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

単独ででございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

労働安全衛生委員会が、県のほうから設置して、そしてこれを実施するようと言われて、各教育委員——三神地区教育委員会、そこが受けとめて、そしてそれが一般的に言えば、例えば、三神地区全体のそこにかかわりのある人たちが会議としてする。それでは枠として具体的なことがなかなか先に進まないの、ことしからそれぞれの市教委で、地教委、町教委で検討会を開くということがされていますよね。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことについては、地教委ではやっておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

神崎市では、8月20日に神崎市として、そして十何人の担当されておる方が集まられて、私がここにそのまとめを持っていますけれども、何十個もずっと具体的なものに対して、これは多分、事前に今の学校の状況を書かれていると思うのですが、200項目ぐらいだった。それが文書として今ここにあって、勤務の多忙の実態がよくわかります。それを、基山3校の担当者に来ていただいて、検討会などを具体的に進めてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのことについては、今後、その内容を精査して、どういうことであるのかというのを考えてみたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そしたら、もし、先ほどの意見を聞く会のまとめられた意見と、それから、業務記録表はサンプルでいいです。先生方が書かれた中身ではなくて、提示していただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

サンプルでよろしかったら、表でよかったら、それは大丈夫だと思いますが、あと、労働安全衛生委員会のまとめた内容ですので、本当にこういうことを話し合いましたというだけです。議事録で誰がこういう発言した、それではありません。そういうのでよろしかったらお示しできるのではとっております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

よろしくをお願いします。

業務記録表を先生たちが書かれていますが、幾つかまとめて質問します。

30分前後については、どう記録するように言われていますか。それから、持ち帰りについてのカウントはどうなっていますか。朝早く来て、朝指導、それは来た時点の、例えば今の先生、とっても早く学校に来られますけれども、7時から退勤がということでカウントされるのでいいと思います。そこを書くようになっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○8番（大山勝代君）

30分単位で記入すると思いますが、0.5という形でいくと思います。記入を、だから勤務時間の前にしてもそういう記録の仕方をしていると思います。

それから、持ち帰り仕事については、備考の欄に、自宅で何時間したとかいうのは、持ち帰り仕事については累計の中には入れないで、外出しで記録の中に、備考の中に書いていいですよという書き方でいっていると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

昼休み45分ですね。それで、例えば給食をかき込んで、そして30分は丸つけとかという、私もそうしていましたけれども、そういう昼休みは0.5でカウントされますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

昼休みはしておりません。超過勤務というふうにはやっておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

昼休みが事務作業の書き入れどきなんですよ、実は。30分ぐらいは割とします。子供たちや父母にしてみたら、一緒に先生に遊んでほしいって、小学校では言いますけれども、それは今の状況では到底できない。でも、昼休みは休憩時間として、カウントされないということになると、そこは改善できないのかなということを思っていますので、ちょっと頭に入れといてほしいと思います。

鳥栖市では、今までの書き方について県教委が出したものだけでは勤務の実態がはっきりしないのでということで、9月から改善されるように聞いています。なぜそうするかということですが、やっぱり実態がはっきりわかるので、ですからさっき言いました、まとめて言いますが、昼休みとか、持ち帰りなどが考慮できるような、超過勤務の数字にあらわれないとしても考慮できるように考えていただきたいと思います。

次に行きます。

以前からですけれども、指導要録の記入についてです。大きな業務ですが、小学校1年、

中学校1年の担任は、入学時、すぐそれができませんので、夏休みに割と仕事をしていたように記憶しています。これだけパソコンが不足して、ほかの学校でも随分電子化、パソコンで入力していくということがあっていきますので、基山もしてほしいのですが、先ほどは回答としては、検討しているということですので、来年度からできますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

御案内のように、指導要録というのは、非常に学校の中では重い書類でございます。指導の記録が5年間、学籍、20年間保存しなきゃならん。これが電子データだけで残しておけるのかということも、よそはやっておりますが、そのあたりをもう少し詳しく突き詰めていかないと。それから、各学年ごとに進行するごとに学生記録にはそこに印鑑が入っていきますので、担任の印がですね。そのあたりがどういうふうになっていくのかということも、検討はしておりますが、早ければ来年いけるかもわかりませんが、なるべく早いうちにとは思いますが、時期については明示はできないところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

している他地教委の困った部分もあると思いますが、その辺も聞いていただいて、要望としては来年度からお願いをしたいと思っております。それについての何か予算的な、何かがあるのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

今考えていることでは、特に予算措置が発生するというようなことは余り考えておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

通知表、出席簿については、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

出席簿については、特に電子データにしなくてもそんなに細々としたのではないんじゃないかなと思うんですが、そのことについても、他地教委あたりがどういうふうに行っているのか等もあわせて、検討してみたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

よろしくをお願いします。

次です。最後ですけれども、多忙化解消のための改善策として、神崎市では、8月にそういう多忙の実態を各学校から拾い集められた結果、早速、冬休みの全員研修を減らすことにしようという話を聞いています。基山の学校のほうから、このことを削減してほしいのだがというような要望は何か上がっていませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特に、特定のものでそういうことというのは上がってはいないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

ふ・れ・あ・いフェスタがことしも12月開かれて、「こころつないで」が行われますけれども、1年目のときに、ある先生に聞いたところ、自分のクラスの子供はそこには出場していない。だけれども、割り当てでこの日は練習につき合わなければいけない。そのことがとっても負担になるのだけれども、どうかならんのかという相談を受けたことがあります。ことしは各学校に担当の先生がいらっしゃいますよね。以外の先生について、ことしはどうされていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ほとんどの学校がシフトを組んだようにして、かわりばんこで出てきているということが今の実態だと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

「ころつないで」は、本当に子供たちの情操、いろんな面で大きな成果があっていると思いますが、例えば、鳥栖市のキッズミュージカルですか、あれと比べたときの運営の仕方について、先生方に見てみたらとっても負担が大きいと言われておりますので、検討をお願いしたいということをおきたいと思っております。

負担軽減がこういう形で幾つかありますが、一番大きな負担軽減を図る根本的なものは何だと教育長はお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

中学校では、部活動の指導の時間ですね。部活動にかかる教員の負担感をなくすための何か措置、それから出張に対しては、県教委も言っておりますが、なるべく回数は少なくすると。それから、同じ人に何回も出張が当たらないようにするということですね。それから、これは文科省も言っていることですが、調査依頼あたりをもう少し少なくするように努めるということは教育の記事で読んだことがあります。私もそのことについてはそうだろうなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

根本的には、私は人的配置、人を職員の数をふやすことだと考えています。国はなかなか定数を緩和してくれませんし、35人学級も途中で中断したまま進んでいません。県も、なかなか県単独の教員をふやそうとしません。予算が伴いますから容易ではないと思いますが、そんな中で、吉野ヶ里町は学習支援員として町単独で先生を雇用しています。特別支援学級の支援員とは別です。ICTの支援員とも別です。教員免許を持った人を雇用していますの

で、前回、私は若基小の3年生が少人数学級にしてもらうためには町で臨時に先生を雇っていただけないかとお願ひしたことがあります、そういうことも含めて多忙化解消の大きな手だてと私は思いますが、人的配置についてはどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

前回もお答えいたしました、人的配置というのは、かなりの予算を伴う措置でございます。吉野ヶ里のやっている学習支援員というのは、一本立ちで自由ができる人ではないですよ、ね——じゃないかなと思っております。授業の補助につく人じゃないかなという認識でおりますが、教員の定数をふやすような人的な配置というのは、今のところ町教委単独でやるということは極めて難しいかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

この人的配置については、私の課題でもありますので、また、いろいろ私も調べて質問をこの場でさせていただきたいと思ひます。

2項目めです。体育大会、運動会が土曜日ですが、先ほどの回答で、代休措置をとらないため授業時間の確保につながっていると言われました。運動会は多分、カウントが1日8時間と思ひます。土曜開校ということになると、4時間ですが、その残りの4時間はどうなりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

8時間でカウントしております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

じゃ、過剰に、子供たちも、教員も働いているということに、学んでいるということになるのですか。みやき町が、6日土曜日、中学校が行われました。月曜日、代休がありました

よね。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

振りかえでやる場合は、土曜日でやる場合は、実際、正式にはその週の中でやりますので、前どりしなくてはなりませんね。ですから、後ろに持ってきたというのは、どういう措置なのかというふうに思っております。まあ、やれないことはないんですが、ただ、先ほど首をかしげられた、教員のオーバーワークになるのかということです。この8時間分は、違うところで振りかえをとれるように、教員に対してはなっております。ただし、子供については、普通にやっていきますので、授業日が1日ふえたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

帳簿上の操作は違うところで振りかえるけれども、職員の疲労回復とかといったら、近場でとらんといけないと思うんですよね。それをみやき町は後どりができていますので、検討をしていただきたいと思います。

子供たちも、もし、日曜日がお休み、だから土曜日満杯、炎天下で頑張っ、それはもう若いから回復するだろうということじゃない。やっぱり疲労感が残って代休が必要だと思うし、また、別の観点からいったら、仕事を持っている親の立場からして、日曜日は休めるけれども、土曜日は休めないという親はいっぱいいらっしゃると思うんですよ。無理して職場にお休みさせてくださいと頼んでとか、どうしても見に行けないとかというその選択をされなければいけないと思います。

そしてまた、教員の立場からしたら、生徒指導という観点からだと、例えば鳥栖は日曜日にありますよね。そしたら、土曜日に基山があって、鳥栖が次の日、日曜日にある。それから、日曜日お休みですから、子供たちは鳥栖の学校に繰り出すんですね。そこでトラブルが以前にもあったし、今度もあるかもしれんし、今後あるかもしれない。そういうことで、メリットは、よそはどういう運動会がありよのかなと見れるというメリットはありますけれども、その辺はどう思われているでしょうか。それと、校長先生方は、土曜日曜、どっちがいいと実情思っているらっしゃるのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

鳥栖はもう第1週目で済んでいますよね、運動会は、中学校は。それで、鳥栖西あたりは6月にやっていますよね。ですから、そろえてやらなきゃならないというのは、学校の実情を無視してでも、子供たちのために教育課程の中で運動会というのはやっていくわけですから、生徒指導のためにそういうことをやるというのは、余り大きな問題ではないのではないかなと思っております。

それから、校長はどう言っているかということですが、このことについては、土曜日開催については、いわゆる教育委員会の中で十分に理解を得て、昨年度法律が変わりまして、土曜日を使って授業をやりやすいように法律が変わったんですよ。ですから、その中で、土曜日を積極的に活用する中で、こういう土曜日開催については校長にも説明して理解を得ていると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

言葉尻をとらえるようですが、校長の本音はそこには出ていないのですね。私は、土曜日よりも日曜日にしてほしいという多くの声を聞いています。ですから、来年度の検討課題、教育委員会のほうで考えていただいて、学校のどちらがいいかという本音のところを聞いていただいて、お願いしたいと思います。

次に行きます。

プール開放です。PTAの方から経過を聞きました。先ほど教育長は言われませんでしたけれども、一番大きな、午前、午後から半日になった理由としては、プール監視の方が確保できないということではないかなと思います。

私は先日、上峰の生涯学習課に行って話を聞いてきました。御承知のように、上峰は町民プールがあります。学校のプールは夏休み、開放していません。高校生以下が50円、一般が100円です。ちなみに、鳥栖市は100円と200円、一般が200円。私も孫を連れて鳥栖市のプールに何回か行きました。例えば、自由に上峰の子供たちは行きたいときに町民プールに行ける。基山の子供たちは、半日という制限された中でしか行けない。これを比べたとき、子供

の立場からするとどっちがいいと思われませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

実際に、ずっとプール開設していたとき、非常に人が多くて困ったというような状況ではなかったというふうに聞いております。ですから、この前も、先日意見交換会をPTAの方として、その意見も聞いております。若基小は依然として2部制で、午後ですけど、2パターンやっております。ですから、午前、午後開催と同じような形でまだ若基小はやっております。基山小がことしから午前のみになったと。その原因が、監視員を見つけることができないと。ですから、そのことについては、来年度に向けて教育委員会でも監視員の探すお手伝いとか、そういうことについてはやっていきたいと思っております。

子供たちが泳げる環境があったと、いつでも泳げるというのにこしたことはないと思いますが、基山の子が著しく水泳ができない環境だというふうには、そこまでは認識はしていないところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

確かに、以前と比べたら、プールに夏、子供たちが何人かまとまっていく姿が少ないなどは感じています。

町長にお尋ねします。20年以上前ですかね、この総合公園事業が始まって、そしてプール用地も確保されていたと聞いています。今さら町営プールをつくってくださいとは私も言いませんけれども、今、プールを夏休み開放するためにPTAの役員の方が本当に難儀されています。それであるならば、やっぱり町として町民プールにかわる何らかの手だてを考えていただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに、町でプールをと、よければ温水プールをとというような、そういう話があったということは私も聞いております。しかし、ちょっとこの時節柄、プールをつくるのは余りにも、

維持管理にも費用要りますから、ちょっとそれはもうできないというようなことで、勝手ではございますけれども、私自身はあきらめておるといようなことでございます。

それで、それにかわるぐらいの何を置こうといようなことですが、せめて今学校のプール、これはたしか十分じゃないと思いますけれども、監視員さんの幾らかの補助的なことは町でやっておるとい思います。それでも、なお足りないといことの今のお話でしょうけれども、その辺のところは、また教育学習課のほうと教育委員会のほうとも話し合っ、もっとどうかしなきゃいかんといことであれば、それはまた考えなきゃいかんといふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

例えば、幼児と小学生を持つ親が、子供からプールに連れていってって言われて、あっちこっち少し遠くのほうに行けばいろんな設備が整った、金を出せばそれがありますけれども、近場でといことになると、基山にはない。鳥栖に行く、上峰まではちょっとなかなか行かないと思います。みやき町にも町民プールがありますね。それが子供たちと基山の親子の環境からすると、やっぱり足りないと思しますので、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

あとの防犯カメラと給食室と体育館が残っていますけれども、防犯カメラは、もう多分設置していただけるのだろうなと思っ、早急にお願ひしますといことを言いたいと思います。

中学校の大規模改修が来年、再来年ありますけれども、そのときまで給食室はそのまま言われたと、改修……（発言する者あり）大規模改修。そのときに検討されるといことですが、余り修理費をかけないで、例えば、学年の集会場とか、今、卓球が女の子と男の子と違うところで部活をしていますけれども、あそこのフローアを平らにして、そんな修理費はかからないと思っますが、できませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

給食調理場が廃止されて5年になりますけれども、今までの校長先生あたりからたびたびいろんな要望が出ております。卓球の練習場にしてくれとか、多目的教室にしてくれとかい

う要望はあっておりますので、そういうふうなことで、今度大規模改造事業をしますから、またその辺は十分意見を聞きながらしたいと思いますけれども、現在、中学校も余裕教室といますか、多目的教室が数カ所ございます。卓球場もげた箱の横のところの整備を四、五年前にしたばかりですので、あと一、二年の期間ですので、その辺は大規模改造のときまで待っていただきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

我慢しなければいけないということでしょうけれども、学年集会を割と中学校ではされるんですよね。それがとっても不便だということを聞いていますので、できれば、なるべく早くというお願いをしたいと思います。

雨漏りについては、どう今把握されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

基山中学校体育館は、昭和45年に建築されまして、たしか平成3年の台風18、19号のときに屋根が壊れ、平成4年に大規模改造事業をしたと思っております。その後、もう二十数年たっておりますので、各所傷みが出ているんじゃないかと思って、現在4カ所雨漏りがあるということ、また、私も早急な対応をとということで以前指示していたので、改善されたのかと思っていたら、まだ完全にできていないということでしたので、近日中に業者を入れて、精密な調査と今後の対策を練りたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

雨漏りは、決まったところ、雨が降ったら必ずここからということじゃないですよね。風のぐあい、雨の量で、ここから、あっちからということで、随分体育の授業に支障を来しているということですので、今、回答としては近日中ということですので、早急に改善していただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、林博文議員の一般質問を行います。林博文議員。

○11番（林 博文君）（登壇）

皆さんこんにちは。11番議員の林博文でございます。一般質問の2日目、午前中の時間帯ですが、傍聴者の皆さんには傍聴ありがとうございます。

それでは、通告をいたしておりました質問事項2項目について、1の消防行政について、2の農業行政について質問をいたします。御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、質問事項1の消防行政についてであります。基山町の消防行政につきまして、町の安心・安全を守るために、また重要な行政でもあります。町民の生命・財産・身体を守る立場であり、また消防団員は、昔から本当に基山町の消防団員は、まとい賞等も玄関1階に飾られてありますように、優秀なる消防団員の訓練等が行われておるわけですが、やはり現在は時代の変化、また流れとともに、今日消防行政についての地域割等の、また消防費等の公平とか平等の消防組織運営を町がやっぱり率先して消防委員の皆さんと協議をしながら改善する必要があると思いましたので、そこで今回は消防行政について質問をさせていただいたわけでございます。

そういうことから、質問要旨(1)基山町の地域消防団、特に非常備消防ということで、各部にあります非常備消防の実態についてということで問わせていただきたいと思えます。

アの基山町の消防団員の全体定数ということで、これはもう条例で決まっておるわけですが、その数字をお示しく下さい。

イの町が定めている団員の年齢はと。これも決まっておるわけですが、ひとつ今回、また9月議会にも年齢の定数が下げられたのが提案されております。

また、ウの各部の団員数の定数を示せということで、1部から9部までの数字を、定数を示してください。

エの各部の消防団員の定数は何を基準に定められておるのかということで、各部のそれこ

そ面積割かな、人口割かな、それこそ住民世帯割かなというふうと思うわけですが、このエについては、本当に疑問のところがありますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

オ、消防団員は町外に住所を有する人でも団員になれるのかということで、一部二、三年前に、これは改正がなされたと思ひますが、ほとんどの方が、今基山町外に勤めてある方で消防団員に入っておられる方がおられますけれども、第5部の中にも小郡とか、例えば、弥生が丘に住所があつて、基山の5部の管内から出た青年が、5部まで来ておられた方もいらつしたわけですが、そういうふうなことについての、ちよつとこれ後の保障の問題とかありますのでお伺ひしたいということでござひます。

また、カについては、年間行事に対する団員の出席人数はということで、平成25年度の実績をよろしくお願ひしたいと思ひます。

キの緊急（火災、災害等）時の昼間夜間等における団員の出動人員状況はということで、平成24年度と25年度の実績を上げていただければというふうに思つておるところです。ほとんどの方が、やっぱり消防団員の方は、昼間は会社勤めの方で、この緊急時の出動関係についてはいろんな支障もあるんじゃないかというふうに思つておるところです。その実績をお示しください。

次に、クの年間行事及び緊急時に団員が出役及び出動したときの費用弁償（手当）の支給状況を示していただきたい。

各区にもいろんな条例なり要綱などで運営費等も支払われておると思ひますが、やはりこの費用弁償については、緊急を要する事態のときに、やっぱり洋服を着て、普通の訓練とは違ふから、そういうふうなところの状況を、費用弁償についての支給をお示ししていただきたいということでござひます。

ケの各区で各家庭から月に出費をされている消防費の実態はということで、これは私3年か4年前ですか、質問をさせていただきましたことがあります、基山町全体で何とか統一をされないかなど。区から50万円やっておるところもあれば30万円やっておるところもある。1戸から500円出しておるところもあるし、また100円しか出してない家庭もあるというようなことで、こここのところが不平等な消防運営じゃないかというふうに思ひますが、その点についての各区の実態をお教へいただきたいということです。

それから、(2)の消防団員確保のために各区では本当にほかの部の様子も聞くわけですが、区長なり組合長は本当に苦勞をしております。各部で規定等も決めておりますけれども、な

かなか区長なり組合長がその対象人員のところに行きますと、いろんな理由で、仕事が本来は優先ですので、ボランティア活動というような形で、親も一緒に反対をされると、入団についてはですね。そういうふうな方から見れば、町長もその実態を本当に知ってあるのかと、問題点をその点示していただきたいというふうに思っておるところです。

(3)については、消防団員確保のために要望することは、報酬の増加、または税の優遇など処遇向上が求められるわけですが、近年どのように改善されたのか質問をさせていただきたいと思います。これは退職金が6月議会で5万円ずつなり、また5年以上というふうなことでやっておりますが、その点についてお示しをお願いしたいと。

また、(4)については、以上の質問から、やはり一番私が最後に締めたい町長としては、何とかこの組織とか運営の見直しをしていただきたいというような要望で中の回答が出るかと思いますが、(4)については、消防行政についての平等公平な運営のために町長は基山町全体の非常備消防団の組織とか運営を見直す考えはないかということであります。

次に、質問事項の2番、農業行政についてであります。 (1)の農業への期待が高まる、今回新規就農者制度が24年から始まったわけですが、昨年1人の方で150万円の予算もつけてありましたが、こういうのはどんどんやっぱり町のほうなりでPRをしながら進めていきたいというような形で、そしてやはり基山は農業も基幹産業の1つとして、今後また6次産業とかそういうふうなものに取り組んでいただきたいというふうな思いから、この質問をさせていただいたわけでございます。

アの「青年就農給付金事業」制度の概要を示せということです。

次のイについては、県内の新規就農者の状況はということで、平成24年から始まっておりますが、24年度と25年度の実績をお示してください。

また、ウについては、基山町の新規就農者数の現状はということで、青年就農給付金事業の取り組みなどを御説明願いたいと思います。

エの農業法人への就業者が今後本当に増加すると思われま。会社をやめられてUターン組がほとんど佐賀県でも青年就農者、また農業法人関係でふえておる現状で、基山町もこういうのが増加されると思いますが、その背景の要因は何と思われまかということでございます。

それから、オは平成24年度から「青年就農給付金事業」制度が実施されておりますが、基山町はこの制度について、PRや説明会などをどのような形で推進されたのかということで

ございます。

(2)については、現在これにかわる、この認定農業者は今までもあったわけですが、基山町の認定農業者の数、また(3)については、認定農業者への認定の資格要件、それから(4)については、認定農業者への利点はどのようなものがあるかと。認定農業者、若い者がやる気を起こす農業に対してどういうふうな利点がこの認定農業者の制定を受けた場合あるかということでございます。

また、各企業が労務とか、あるいはパナソニック関係も、この農業分野に相当力を入れて、各企業がやっぱり農地の集約なり法人化をして、特に農業部門に力を入れてきたというような形で、農地管理機構関係も関係してくるわけですが、今回、JR九州が、福岡市ですが、鳥栖市を拠点に農業事業を強化している農業生産法人（JR九州ファーム）についての説明をお願いしたいと思います。

基山町の農地関係もこういうふうなところに生かされるのか。また、JR九州の鳥栖市は、前の線路がたくさんあったところの駅の構内の中に、この事務所、大きな事務所を農業生産法人のJR九州ファームというのを立ち上げられておりますので、その辺についてわかる範囲内でございますので、説明をお願いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。また御答弁のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、林博文議員の質問にお答えをいたします。

まず1項目め、消防行政についてでございます。

(1)基山町の地域消防団員の実態について問うということです。

アの基山町の消防団員の全体定数はということです。

基山町消防団の定員は、基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例により197名と決められております。

イの町が定めている団員の年齢はということです。

消防団員の年齢についても基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例により、満20歳以上と決められております。

また、団員年齢につきましては、消防団の入団資格を拡大し、消防団員を確保するため、今議会で満18歳以上に改正する議案を提出させていただいております。

ウの各部の団員数の定数を示せということです。団員数は、本団が3名、本部が10名、1部が30名、2部が16名、3部が21名、4部が15名、5部が24名、7部が19名、8部が25名、9部が17名、女性部17名でございます。

エの消防団員の定数は何を基準にして決めているのかということです。

これは各部の人員についての基準につきましては、消防力の整備指針により消防団の業務及び人員の総数が規定されており、これを基準といたしております。

オの団員は町外に住所を有する者も団員になれるかということですが、平成25年4月1日から町外に住所を有する人でも、町内に勤務している人であれば団員となることができます。

カの年間行事に対する団員の出席人数ということです。

25年の実績でございます。4月7日に入退団式125名、5月12日教養訓練106名、8月18日夏季訓練109名、11月10日秋季防火訓練107名、それから、12月26日から30日までの年末警戒160名、1月5日に出初式108名、3月2日が春季防火訓練105名、3月30日新部長訓練25名となっております。

また、平成25年度は全国女性消防操法大会が開催されまして、基山町消防団女性部が佐賀県代表として出場いたしました。大会へ向けて、5月11日から訓練を開始し、大会直前の10月14日までの約6カ月間の合計64日の訓練を実施しました。訓練には選手以外のお手伝いで参加していただいた各部団員を合わせると、延べ団員数で約1,600人が出動したことになります。

なお、大会当日は選手を含め団員27名が参加しました。

キの緊急時の昼間夜間における団員の出動人員数はということです。平成24、25年度ということでございます。

平成24年7月14日早朝に大雨災害がございまして24名、24年8月22日夕方、大型トラックの転倒がありまして11名、平成25年1月18日の夜火災がございまして106名、同じく25年6月14日、これは昼間火災がございまして70名、それから25年11月8日に夜火災がございまして85名、26年2月5日、夜間に火災がありまして99名の出動となっております。

クでございます。年間行事及び緊急時に団員が出役及び出動したときの費用弁償の支給状況を示せということです。

平成23年度が72万6,800円、平成24年度が98万6,700円、平成25年度が87万6,300円となっております。

それから、ケの各区で毎月各家庭から出費されている消防費の実態ということです。各区の消防費につきましては、徴収されているところと徴収されていない区があり、各区で異なっておるといことです。

それから、(2)の消防団員確保のために各区で区長、組合長が苦勞しておると。町長は実態を知っておるのかということでございます。

消防団員確保につきましては、各区におきまして大変御苦勞されていることは私も存じ上げております。基山町消防団員においての問題点につきましては、消防団員の確保が難しくなっている地域が生じていることや、勤務先が町外となっている団員が多く、昼間の火災出動団員が少数となっているところもあり、昼間の火災対応が課題となってきております。

(3)ですが、報酬の増額、税の優遇などが求められると、処遇向上が求められるということ。どう改善したかということですが、消防団の活動の充実強化のため、非常勤消防団員の処遇の改善を図る必要があることから、平成26年4月1日から消防団員への退職報償金支払額を一律5万円程度増額いたしております。

(4)消防行政の平等公平な運営のために町長は基山町全体の非常勤消防の組織、運営を見直す考えはないかということですが、消防団組織につきましては、団員確保について難しい状況となっていることや、団員の町外勤務による日中の火災出動人員が少ない地域があることから、地域防災体制の充実のために機能別消防団員制度について、現在消防委員会において検討していただいております。

2項目めの農業行政についてでございます。

(1)新規就農者制度について問うということです。

アの「青年就農給付金事業」制度の概要を示せということですが、農業経営者になることに強い意欲を持った方を応援するために、就農前の農業研修期間や就農直後の所得を確保する給付金を給付する事業でございます。研修期間中に給付を受ける準備型と独立・自営就農後に給付を受ける経営開始型がございます。

イの県内の新規就農者数の状況、平成24、25年度ということでございます。

平成24年度は186人で、平成25年度は167人でございます。

ウの基山町の新規就農者の数はということです。現状はということでございますが、青年

就農給付金事業に取り組む基山町の新規就農者は現在1名でございます。

エの農業法人への就業者が今後増加すると思われるが、その背景の要因は何と申すかということですが、農業法人への就農者がふえている要因としては、国が生産規模の拡大、農業法人の支援に力を入れたことと、他の仕事を経験して家業を継ぐUターン者がふえたこと等が要因と考えられます。

オでございます。平成24年度から「青年就農給付金事業」制度が実施されているが、基山町はどのようにこの事業に対してPR、説明を行っておるかということでございます。

「広報きやま」や生産組合代表者及び集落営農組織等の会議の中で事業に対する説明を行っております。

(2) 基山町の認定農業者数はということですが、13名でございます。

(3) 認定農業者への認定の資格要件はということですが、基山町認定農業者制度要綱の中で、認定を受けたい農業者は農業経営改善計画を作成し、町が認定しますが、認定をする際の基準として、町の農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適切であること。計画が達成される見込みが確実であること。計画の内容が農用地の効率的な利用を図るために適切なものであること等があり、これらの要件を全て満たす必要があります。

(4) 認定農業者への利点は何があるかということですが、農業委員会等による農用地の利用集積の支援、税制上の特例、日本政策金融公庫資金の貸与、さが園芸農業者育成対策事業等の各種補助事業等の支援を受けられる利点があります。また、佐賀県担い手育成総合支援協議会等関係機関から経営相談や各種研修会等の情報提供もなされます。

次に、(5) J R九州が鳥栖市を拠点に農業事業を強化している農業生産法人について説明をということです。

J R九州は、平成22年に農業分野に参入し、大分でのニラを皮切りに熊本、福岡、宮崎の4県で鶏卵やトマト、サツマイモ、ピーマン等7品目を18ヘクタールで生産をしています。グループ会社の4社のうち3社が孫会社で、親会社も異なっていたため、統合して生産ノウハウを集約するため、本社を交通の要衝であるJ R鳥栖駅近くに選んだということでした。

また、J R九州は、子会社統合を通じた競争力向上によって、農業部門の売上高を現在の3億円から、平成30年度には15億円とすることを目指しておるとのことです。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それでは、2回目の質問に移らせていただきますが、この消防行政につきましては、それこそ私も50年前の第5部の消防団員として活動してきたわけですが、その当時は、自動車には搭載された小型消防動力ポンプ車ではなくて、もう本当に手押しで大きなタイヤがついた消防ポンプでありまして、現場までロープを前に引っ張ったり押ししたりして火災現場に到着して消火に当たっておったわけですが、今は車で、今度また9台新しい自動車を買われるようになっておりますが、現場に向かわれるという形から機械化がもうほとんど変わってきたわけですね。それから見ると、人員はどのように改正がされたのですかということが、私の一番の今回の質問の内容で検討していただきたいということでございます。

昔の人海戦術の消火から、もう本当に機械化消火に変わったときに、人員の定数なんかも、この197名というのは変えたのかなと。まして、アの1番の基山町の消防団員の全体定数の中で、また、ウについては、各部の団員数の定数を示せということで、1部から9部まで回答があったわけですが、その中の5部が24名、そういうのを勘案すると、この機械化が進まれた中でどのような改正なり条例、要綱の見直しがなされたかということで、今後詰めていきたいと思いますが、要は基山町では、時代の流れでさらに、前は自営者が相当おったわけですが、また売薬とか、あるいは自営業、農業関係ですね。その方がほとんど消防団に入れば、楽しみの一つだったわけです。青年団を引けば、ああ、消防団に入られるというのが一番の憩いの場でもあったし、また活動の場でもあったわけですが、現在では、基山町の消防団のうち、サラリーマンの割合、どのくらいに町は見てありますか。その点、お示しをよろしくお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

現在の消防団員のうち、サラリーマンですね、被雇用者数ですがけれども、全国では被雇用者数というのは7割ぐらいということになってはいますが、基山町では、やはり福岡近郊に勤めてある方が多いということで、88%程度になっております。ですから、全国に比べれば高い割合にあるかなということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことから、緊急時の、また訓練時については、また日曜日等にあっておりますが、緊急時の出動なり、そういうのが平日昼間の火災のときなんかは本当に対応に困って、先ほど答弁がありましたように、197名の消防団員のうち、昼間の火災については、これは6月14日ですか、火災があったときは70名がやっとだったということのようですが、要は、この基山町の非消防団についての定数は197名というのほどこから来た数字ですか、こんなたくさんな数字が。そしてまして、常備消防の、これが平成7年に基山町の分署ができたわけですが、現在2億3,000万円近くの金額、特に救急車とか、今高齢化が進む中で、毎日のように救急出動等があっておりますが、そういうふうなときに、この197名というのは、現在、この充足率、本当に197名、例えば、5部の場合、私が一番身近な5部が本当に小さい、たった百二、三十戸しかない世帯数ですね、9部が別ですから、6区の場合は二所あるわけですので、5部と9部と白坂と。そういうふうな中から見れば、そのときにこういうふうな定数というのは扱われなかったんですか、その点ちょっと。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

常備消防ができたわけですがけれども、そのときに消防団の定数を見直しているということはおぼろげにありません。昭和25年ぐらいは消防団の実員しかわかりませんが、そのころは310人ぐらいおりました。ですから、そのころは手でポンプを揚水したのではないかと思います。昭和46年ごろにはそれがもう200人に減っています。今現在は197人ですがけれども、昭和63年には180人まで定数は落ちています。その後、女性消防が17名ふえましたので、180名から17名ふえて197名、この女性部については各区1人ということで、定員がふえたという実績はございます。ですから、時代が移り変わっていく中で、定員については、実員が昭和25年は310人おったものが、昭和60年ごろには180人まで減っているというようなことで、随時その見直しはされてきたんじゃないかなというふうには思います。

ですから、今、林議員が言われているように、手引き車といいますか、手動式が積載車にかわって動力のポンプになったということで、そういう見直しがずっとされてきたのではないかなというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに、新聞紙上でいろんな消防委員会とか、そういうのがあっておるわけですが、消防団員確保の対策はということで、大きな新聞で地域防災のかなめ、実効性のある対応策をということで、新聞なんかにもよく出ておるわけですが、基山の197名に対しての鳥栖・三養基地区の充足率も議案撤回等もあっておったようですが、197名に対する充足率、実際、先ほど各部の団員数の定員数を示せということで、1部から9部まで、これをずっと足しますと、同じやっぱり197名になるわけですね。この197名ですけれども、実際に登録をされたり、充足率、本当にこれは佐賀県でも市町村条例でこの消防団員の定数が決まっておるわけですが、これは2万247名ですか、それから見ると、本当に95%ぐらい、基山の場合は多分まだ少ないんじゃないかというふうに思うわけですが、各市町村でも、藤津郡の太良町だけなんですよ、定員を満たしておるところは。ほかの19市町村関係の状態になりますと、やっぱり人口減少とか高齢化で、この消防団員が不足しておるということですが、基山の場合は、この197名に対して、本当に消防団員として各部に定数なり名前をちゃんときちんと各部に表示をしなくてはならないようになっておりますが、その点についての充足率はどんなになっておりますか。充足率。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

充足率については100%とはなっておりません。今197名の定員で、実員が平成25年度は187名となっております。

実際、10名程度、定数に比べれば消防団員が確保されていないわけですが、そのうち5部につき——私も5部に在席しておりましたけれども、林議員も5部に在席されておりましたけれども、今定数が24に対して、5部については実人員は18名となっております。ですから、この中で一番充足数が悪くなっているのは、5部が定員に対して実人員がちょっと少なくなっているということになります。ですから、団員の確保が6区については5部と9部に分かれておりますので、団員の確保が難しくなっているような状況ではないかというふうに認識しております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

なかなか1番の項から先に進めないわけですが、この消防団員の全体定数が197名ということですが、本来ならばさっき言いました人海戦術から機械化消火に移ったときに、いろいろな総務省なり基山町のそれぞれの規定なり要綱なりずっと定めてあるわけですが、私は鳥栖・三養基消防関係の基山分署関係ですね、これから見ると、機械の消火、消防ポンプ、小型消防、それは規定では何名になっているんですか、1台に対して、出動するとき。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

ポンプ車に係る人員は5名、それから小型ポンプ積載車に係る人員は4名となっております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうのがきちんと総務省の書類の中で出ておるわけですが、また基山町についてもそういうふうな要綱なり規定なりがいろんところで規制されておるのがあるわけですが、要は私は、この人海戦術から機械戦術になった時点で、まして小型ポンプが自動車に乗って、今総務課長が言われましたように、3名から4名でいように総務省の中でも書いてあるわけですね。何でこんなに人数が、その改善がなされないのかというのを不思議に思うわけですが、まして常備消防に約2億3,000万円、毎日常時、あそこも15名、基山分署の場合は15名体制で夜勤とか何かずっと交代をされて、毎日平均4名が出されて、さっき言われた消防自動車に対しては、4名は必要だから4名で出動されておるというのをちょっと聞いてきたわけですが、それで間違いないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

細かい数字まではわかりませんが、消防の消防力基準に基づいて、100%の充足率

じゃないですけども、それで弾いて、3交代ですので、4人掛け3、そして指揮者とか、それから常備消防署に詰める職員もおりますので、そういうふうな数字になっているかと思
います。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに、この三養基地区の消防組合、基山分署については、もう本当に夜中も昼も高齢化が進む中で、特に救急車の出動というのは相当多い回数で、毎日毎日ピーポーピーポーなっておるわけですが、そういうふうなときに、実際基山町の消防団員の定数の197名で充足率関係から見れば、ましてサラリーマン、60%、70%、基山の昼間の火災のときは、ほとんどいない状態ではありますが、次のイについては、町が定めている団員の年齢ですけども、今議会、9月議会で20歳を18歳以上に改正する議案を提出されたということですが、これについては、鳥栖・三養基地区、また佐賀県内、満18歳以上というのはもう少し、なぜ早くしなかったわけですか、ほかの市町村はほとんどされていると思いますが。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

佐賀県内で18歳以上としていない市町は、確かに言われるように基山町だけがしていなかったわけですけども、これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、昭和二十何年ごろ、団員が二十歳以上で300人以上確保され、その後もずっと確保されましたので、二十歳以上でそのまま続いてきたと。基山町ではですね、基山町では二十歳以上で入団資格が続いてきたんじゃないかというふうなことを思っております。

しかし、現在各区において、もう団員の確保が難しいということで今回はお願いしておるわけでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

二十歳からというのを今回、9月議会で議案を提出されております18歳ということで、果たして18歳以上の方、大学生なりサラリーマン、ましてほとんどの方が進学される方もおら

れると思いますし、現在から見れば少子化の中でどれぐらい見込まれるのか、当たってみらないとわからないわけですが、心配をされる場所ですけれども、次のウについての各部の団員数の定数を示せということで、本部から女性部まで、それぞれこの197名を割り当ててあるわけですが、この各部の定数、24名が18名、特に5部は多いわけですが、例えば、8部にしても25名、例えば、1部、それとか、あとは20名以上というのは、3部が21名ですね。そういうのはどういうふうな形で、この197名の部に対しての割り当てをされた基準というのは何かあるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

基準自体は消防力の指針ですかね、この中で消防団員の数については、指揮者とかそういう者と、ポンプの数にかかわる人員、それから面積割に対しての人員、それに人口等を勘案して定めるようになっております。

実質的にはそういうことで、基準にあわせて設定しているわけですけれども、5部についてのやはり24名、それから以前は30名ぐらい定員があったみたいですが、これにつきましては、やはりその担当区域といいますか、やはり昔は山林火災とかが結構頻繁に起こっていましたので、そういうことでかなり5部については定員の人員が多くなっているというようには思っております。

じゃ、今山林火災が発生しているかということですが、ただ、5部の管轄としては、そういうことも考慮されて決まってきたのではないかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

実際、私たちもやはり水を、タンクを背中からって基肄城関係に上って、前はよく基山の草スキー等で観光客の方が来られて、山林火災等が起きた状況で出動したことはありますが、時代の流れと、さっき言いました団員数、基山の、例えば、5部の場合を私上げて、6区のほうから、区長がもう運営委員会にいつも、総務課長知っておりますが、基山の場合の5部については、運営委員会の中には必ず消防関係が集金に来るわけですが、消防費を1戸当たり500円ずつ抜いたのを、領収証をもらって行っておられるわけですが、私はさっき総

務課長が言われました、この24名についてとか、この197名については、もうそろそろ定数については改善をしないと、5部の20歳から35歳までは18人しかいないわけですよ、現在。そして戸数も世帯数、世帯数も130から140ぐらいしかない。だから、このやっぱり各部の定員を見直したところで、特に私は、ここで言いたいのは、6区としては、ほかの部は1部ずつしかないわけですが、6区は特に5部と9部、白坂を持ってありますが、9部の団員についてちょっと聞いてみたところ、9部が、けやき台の14、15、16、17区、1,600世帯からあるわけですが、それに9部に入られたと。そしてなら現在は9部の団員は何名おるかと言ったら3名なんですよ。それも35歳以上、大体、定年は済みませんが、これ今までの条例では年齢は二十歳からが今度は18歳からになりましたが、上は大体決めてあるわけですか、上の年齢。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

入団の年齢条件につきましては、今は二十歳、満20歳以上ということになっておりますので、上限の年齢は条例の中では定まっております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことから、第5部にしてもほかの部にしても、9部にしても、9部は特に6区の管轄で、運営委員会と区長、組長一緒に話をするわけですが、ほとんどの方が35歳を過ぎておられるわけですね、大体35歳で、基山の消防団員については満20歳から35歳ぐらいでやめられておるとのことだけど、やめられないと。まして5部の場合は、本当に恥ずかしい話ですが、さっきから入団式なり教養訓練、夏季訓練、秋期訓練とかあるわけですが、三、四名なんです。そこから見れば、この前皆さん方も訓練があったときに思われたかと思いますが、確かに最下位でございました。というのが、やっぱり練習もできないというのが現状で、各部で旅行に行っておるのも、5部は団員がそろわないから行かれないと。本当に経費はあってもですね。そういうことから見て、8月17日の日、8時15分から基山町営球場で、基山町の消防の夏季訓練があったわけですか、そのとき御案内をもらいました議長なり区長は、1人会費を3,000円して焼き肉会なんかもかたり行った中で、団員が3人なんですよ、4人。

そしてもうまして、昼からもう出らないかんけんと言って、もう飲まんでさつと帰られると。そうすると、私と区長と、もうそれこそ35歳以上の方ぐらいで、たまたまこの日は八幡山のほうではしなかったわけですけど、そういうふうな現状から見れば、本当にかわいそうだなという感じもするし、本当にこれでいいのかなと、消防については地域消防のかなめであるが、実際本当に実効性のある対応策を町がやっぱりやってくれないかなというのが私たちの願いでもあるし、私はこの消防委員はどういうのを話し合いよつとですか、こういう定員と行事、もう確かにですよ、私が三、四年前にこの件についても一、二回、ちょっと突っ込んで話したことがあります、消防委員会のほうにお諮りしますとか、また、今回6区から、1月27日に末次区長から鶴岡健治さん宛てに、問題点なり難しい面、入団しない割合の増加とか、あるいは消防団への出席者の減少とか、いろんな形で要望書を出してあります。検討してくださいということで。それから、5部についての消防費、年間1戸から6,000円ずつ出しているわけですね。ほかのところは出されないところもあるし、例えば、9部管内ではけやき台の1,600から入っておりますので、例えば、けやき台の方は1戸当たり100円と。これは不平等に思うわけですが、町長、その点どんな思いありますか。今まで私が話した中で。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

個人負担といいますか、各戸負担というふうな話ではございますけれども、その前の問題として、そもそも197人、それから各部の割り当て、この辺は確かに見直すべき矛盾点があるわかれてきておるということは私も感じております。しかし、消防自体としてはやっぱり、消防もございませし、それから防災とか、そういう面もありますもので、そう簡単に、それじゃ、もう100人でよかろうとかという話にはなかなかかなりにくいのかなというような気はいたしております。

それから、本当にしっかり処分をやっているところは、コミュニケーションがとれているといいますか、その辺もあれも図られているというようなことで、それなりの意味もあろうかと思えます。

そういうことで、その辺のところはやっぱり町というか、消防委員会のほうでも本当に真剣にやっぱり考えてもらわなきゃいかんということだと思います。もっとも、現時点でお前知っておるかというようなさつきお尋ねがあったんですけども、息子も1部でございませ

て、本当に団員の確保には頭を痛めておると。誰かおらんかな、おらんかなと常に言っているというようなことを、それも事実でございます。しかしながら、何とか努力をしておると。だからといって、5部みたいに明らかにそれ自体が足りないと、若い者自体が足りないというところ、これにそれじゃ、ペナルティーを課しておるかというのと、決してそういうわけでもないし、ただ努力目標と言うとおかしいんですけども、現実乖離しておってはいかんけれども、やはり努力していただくというようなこと。区長さん方にも精神的な面も議員さんにもおかけしておると、その辺はおわびを申し上げます。何とかやっつけていかなきゃいかんということ。

それから、各区ごとに個人負担みたいなやつがあるということ。これもちょっとどうかなというような、これは前から問題にはなっておりました。私も耳にしたこともございます。しかし、それは今現在では各区ですずっと出してある。出さないところもあるというようなことでやってきておりますから、これを町で統一してどうこうと、町からののは出勤費としてお出ししておるんですから、区の考え方という、この辺はやっぱり調整をしっかりとやっつけていかなきゃいかん問題かなと、不平等と言えばまさに不平等でしょうけれども、その辺はやっぱり考えていかなきゃいかんとは思いますが。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ちょっとこれあと16分しかないわけですが、消防関係では私はたくさん聞くことを、きのう寝らんで勉強してきたわけですけども、やはり本部から9部までの世帯数なんかを見ますと、それはもう確かに9部の場合が、けやき台が14、15、16、17区入って1,569戸、これに対して9部、そしてまた9部の白坂区域の92戸の団員数はたった二、三名、それも35歳以上、そういうふうな実態から見れば、もう少しこの辺の編成ができないのかなと。特に5部は9部、同じ区で、例えば、けやき台とか、あるいは消防費は別として、8部とか、そういうのが今度10区ですか、大山さんたちのところが入られたわけですが、そこはやっぱり区からもぼっと30万円だけやられておるといって区がほとんどなんですよね。すると、どこの区も、ああ、なら消防費ということじゃなくて、やっぱり月の運営費というような形で、1,000円とってある中から、なら消防費を年間30万円払っておるといってあるわけですが、この世帯数の部に対しての割合というのは誰が決めたんですか、こういうの。一

番多かところは1,569戸もあるし、一番少ないところは私たちのところですが140戸、まして、4部ですね、206戸、そして7部、251戸、それと1部が3区、8区、9区、これは12区ですか、ニュータウンの中で1,817戸、これは不同がありはせんですか。これは消防費にも確かにですね。そしたら私は5部の場合、5部のことばかり言うちゃいかんですけど、9部と5部と一緒になされないかなというふうなことを、運営委員会の中ではいつもまたこの鶴岡団長にも正式な要望書を検討してください、消防委員会の中でも諮ってくださいというのを公式文書みたいな形で出しておるわけですが、総務課長見られましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

その文書については、団長から私のほうももらってはおります。確かに、9部については、一部が6区になりましたけれども、1つの区から2部設置しておりますので、5部については、確かに団員の実人員当たりの世帯割、それから人口割については、かなり低い数字となっております。区長さんと団長も今話をされまして、消防委員会の中でも5部、それから9部の一部については、団員確保が非常に今難しくなっているというようなことで、ちょっと検討して話し合いを、これは消防委員会の中だけで決めることでもないと思いますので、区長も含めて、その中で今後どうするのかというのを、まずはそういう話し合いを持って、その中で検討をしていくというふうなことになるかというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ひとつこの件については、やはり、前の4年前ですか、3年前ですか、こういうふうな問題については消防委員で協議を十分いたしますというようなことの回答も、これは鳥飼課長もちょっと言うてもろうたこつのがあったごたつた、議長もですね、私が質問したときに、そういうふうな回答がここに出ておりますので、ひとつ区長を交えてよろしくお願ひしたいと思ひます。各区で規約等もつくってありますので、それに従って、本当に区長さんなり組長さん、ましてはやっぱり時代の流れ、そしてまたそういうふうなサラリーマンが多い中で、ひとつ町長については先ほど答弁がありましたように、確かに東日本大震災なり、またきょうの新聞にも載っておりました広島関係の大惨事、8月20日に起きました土砂災害等、消防

団については、もう本当に必要な組織でありますので、ただ運営とか、公平な立場でよければ、経費負担についての公平化の問題なり、また各部の構成人員の統一なり、その辺を区長なり、また消防委員等を含めたところで町が率先して、やっぱり消防行政については当たっていただきたいということで、ちょっとあと11分しかございませんので、まだたくさん聞くことがあります、一番最後に、ちょっと答弁の中で、基山町は会社があるわけですが、基山町の中で、この会社の中で消防団協力事業所認定制度があるわけですが、この認定証を渡されている企業はありますか。例えば、伊藤ハムとか東洋製罐とか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今、議員が申された消防団協力事業所認定制度につきましては、これは消防団員を雇用する事業所が消防団活動に理解と協力をするというので、そういう事業所に対しては、その活動を顕彰して、消防団協力事業所ということで表示書を交付するようになっております。まだ基山町では、この消防団協力事業所認定制度の要綱等をつくっておりませんので、基山町で実際消防団を雇用して、この表示書を認定する事業所はございません。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それともう1つですが、答弁の中の(4)で、町長が消防防災体制の充実のために、機能別消防団員制度について、消防委員会のほうにおいて検討をさせていただいておりますということで、これは私はわかっておるわけですが、機能分団というのは、これは県が事業所に対して今回役割をことしからしていきたいというふうな形ですが、この機能別消防団員制度について、ちょっとわかる範囲内で。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

この機能別消防団員と機能別消防分団というようなことがあるわけですが、機能別消防団とは、その能力とか事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員ということで、例を言えば、松山市とかは郵便局の職員を、情報収集の機能別消防団として、何かあったと

きは情報を収集するというような、特定の活動をするようなことで機能別消防団を採用しているところもございます。この機能別消防団員を組織して特定の活動をさせるということになりますと、機能別消防分団というふうな形になります。通常の消防団員は基本団員とか、機能別消防団員は機能別消防団員というような言い方をされるようです。この機能別消防分団については、県庁内で県庁の機能別消防分団を設置されているような、ことし設置をされております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ちょっとあと8分で農業問題ができないわけですが、農業問題については、私は今後木村議員に期待しておるわけです。同じ項目の新規就農者制度が24年度から発足されて、昨年が1人、ことしが2人、この青年就農者されておるわけですが、実際、基山町の基幹産業である農業に係る農業に対しての新規農業者が佐賀県内でも相当、会社をやめられて、Uターンとして就農されておるところがあるわけですが、要はこの中で、青年就農給付金の事業の中で、年間150万円を2年と5年間もらえるわけですが、5年間と言えば150万円、本当大きいわけですが、回答の中で、準備型と独立自営就農型に給付を受ける経営開始型というのが、これは二通りあるわけですが、その内容についてわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員のほうから、準備型、また経営型ということで御質問がありますけれども、まず準備型から申し上げますと、対象者におきましては、都道府県農業大学校、または都道府県が指定します先進農家、また、先進農業法人で研修を受ける就農希望者、この方につきましては、先ほど議員申されましたように、150万円を最長2年間ということで、要件にいたしましては就農予定の年齢が原則45歳未満であることということと、また、研修終了後には独立、また自営就農、または農業法人等に就業を目指すことということとなっております。

また、今回、昨年度1名、また今年度2名、今回補正予算でお願いしております経営型につきましては、これも条件といたしましては、年齢が45歳未満ということで、主な水準につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように150万円を最長5年間ということで、要件

につきましては、申請者本人の名義である農地を所有、または借り入れ、また本人名義で仕入れや出荷を行っている経営主であることと。また、幾つかありますけど、また主な点につきましては経営開始計画が、農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ計画であり、また、計画の達成が事実可能であると見込まれているというふうな感じで適合しているという人が今回、先ほど議員おっしゃいました準備型と経営型でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに、農業は高齢者、または本当に耕作放棄地、それこそもうからない農業というような形でやめられるところ、特にまたイノシシ対策なり、そういうのがあっておる中で、こういうふうな政府が、やっぱり日本は自給率が、本当に今39%ですけれども、10年後には50%ぐらい上げなくてはならないというのに一生懸命新規農業者は取り組んでおるわけですが、基山町の認定農業者についても13名ということで、現在私たちも農協に勤めておる中で、この13名の方ともいろんな形で農用地の利用集積なり、また税制上の問題なり貸し付けなり取り組んできたわけですが、こういうふうな農業、若い人を育てる。農業に育てるというのを、もう少し町は、いろんな制度があるわけですので、よければPRなり認定農業者の13名の方なんかを農業委員さんと一緒に会合を持ったりして担い手農業を育成していただきたいというふうに思いますが、その点課長どんなですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、年に1回、農業委員会主催で基山町の先ほどおっしゃいました認定農業者、ましてや今認定農業者に準ずる方、ましてや教官の方とかと、全体で年1回勉強会等をやっております。その中につきましては、今始まっています中間管理機構、それまでは人・農地プランということで、基山町の農業を今後どうしていこうかということで、皆さん意見出し合ってもらって、年に1回、先ほど申しますように年1回打ち合わせ会と申しますか、そういうのをやっているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

農業関係については、本当に若い人が勤め、そしてやっぱり兼業農家、ましてや65歳以上、高齢化というような形で、農業の衰退が今後懸念されるわけですが、それなりにもうかる農業を指導していけば、やはり佐賀県下では、先ほども回答がありましたように、14年度だけで、この給付金事業の成果は183人から、またUターン、今までサラリーマンをやめて87人の方が、佐賀県内全部で農業に新規に取り組みおられるというふうなものも新聞に出ておったようです。これにはいろいろな条件もあります。ただ150万円を5年間ずっとただもらうだけということじゃなくて、年間やっぱり250万円以上は農業で収入を上げていかなくてはならないというふうな規定もありますので、その点、指導をしっかりといただきたいというふうに思うところです。

また消防関係については、ひとつ消防委員、区長、そしてまた役場のほうの担当がこれについてはしっかり取り組んでいただいて、見直しをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で林博文議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午後0時 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

大変お疲れさまでございます。日本共産党基山町議団の松石信男でございます。私は、町民こそが町政の主人公であるとの立場に立ちまして、2項目について町長並びに担当課長にお尋ねをいたします。

質問の第1は、災害に強いまちづくり・基山町の防災対策についてお伺いをいたします。

皆さん御存じのように、先月19日夜から20日朝方にかけて、広島市内で記録的な雨が降りまして、土砂崩れによる死者73人、住宅の全壊、半壊、そしてたくさんの方が避難をするという大災害が起きたところであります。

基山町でも、22日の明け方、雷が鳴り響きまして、非常に激しい雨が降りました。この広島市の土砂災害をめぐってさまざまな問題点が出されております。町民の中から、基山町の災害対策について不安の声が出ております。今回の広島市の災害の要因といたしましては、1つには避難勧告のおくれが被害を大きくしたのではないかと。2つ目には、被害現場の地質が崩れやすい土壌であったこと。そして3つ目には、土石流などを防ぐ砂防ダムの不足、そして、土砂災害警戒区域指定のおくれによります対策のおくれなどが指摘をされているところでございます。

これらのことから、基山町としても、豪雨による土砂災害から町民の安全・安心、財産を守るためにどうすればいいのか。災害に強いまちづくりのためにさらなる防災対策の強化を求めるものでございます。

そこで6点ほどお尋ねいたします。

まず1つ目に、今回の広島市の大災害についての見解を求めます。

2つ目に、基山町の先月22日未明の集中豪雨による雨量や被害状況、町がとった対応について説明をお願いします。

3つ目に、基山町が過去経験した最大の土砂災害の被害状況についてお聞きをいたします。

4つ目に、基山町の土砂災害危険箇所の数とそれぞれの地質の状況、該当する家屋数は何戸なのか。また、土砂災害危険箇所のうち土砂災害警戒区域指定箇所数、土砂災害特別警戒区域は何箇所なのか、説明をお願いいたします。

5つ目に、土砂災害危険箇所区域内の町民に対する危険性の周知徹底はどうされているのか答弁をお願いいたします。

最後に、土石流危険溪流箇所数と防災ダムの整備状況についてお聞きをいたします。

質問の第2は、子ども・子育て新制度についてお伺いいたします。

国会で、子ども・子育て関連三法が成立しまして、子ども・子育て支援法が新たに制定されました。また、学童保育が位置づけられている児童福祉法の改定も行われました。この新制度の実施は、来年秋に引き上げられる予定の消費税10%増税が実施の前提となっております。消費税増税に対して国民の批判が多い中で、問題ではありますが、来年4月からの実施のために基山町では町が行う事務のうち、特定教育保育施設及び特定地域型保育の運営状況確認条例、地域型保育事業施設の認可条例、保育の必要性の認定条例と学童保育の基準を定める4つの条例案を今議会に提出をしているところでございます。

この子ども・子育て支援制度によって、就学前の子供たちの保育、教育に係る制度が大きく変わると言われております。現在の基山町の保育事業がこのことで後退するのではないかと心配しているところがございます。

ことし3月議会の大山議員の質問に対する答弁では、保育の質の低下はないと小森町長は述べられましたけれども、私は、この新制度によって、子供の命と安全は確保されるのか、子供たちの発達にとってよい環境が保障されるのか。保護者の負担はどうなるのかなどの観点から、幾つかの疑問点、不明点、問題点についてお聞きをいたしますので、町民の方にはわかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、児童福祉法第24条1項、市町村の保育実施義務についての御見解をお願いいたします。

2つ目に、この子育て新制度は、介護保険制度をモデルにしていると言われております。現行と変わる点、変わらない点について具体的にお答えください。

3つ目に、今回の子育て支援条例では、基山町が独自に事業の上乗せ、横出しをすることができますが、それは何か、具体的な説明を求めます。

4つ目に、これまで保育所に入る場合は町に申し込むだけでしたが、この新制度では、町による保育必要量の認定の手続きが必要になります。また、保護者の労働時間などで保育時間の上限が決められるなど大きく変わってまいります。保護者は、保育の必要性和保育時間の認定を受けるために、役場に認定申請をしなければなりません。そして、認定書の交付を受けなければなりません。新たな保護者の負担が生まれますが、どうされるのか。また、この新制度について、町民の方にどのように周知徹底されるのか、御答弁をお願いいたします。

5つ目ですが、地域型保育事業、これは4つほどございますが、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育について、3点ほどお伺いをいたします。

まず1点目、保育者の資格者割合、面積基準など、いずれも今の保育制度より保育の質が下がるのではないかと心配をされています。見解を求めます。

2点目、また、保育者は、短期間の研修を受ければ名乗ることができる家庭的保育者や準保育士ではなく、国家試験である保育士資格を取るための支援が必要と考えますが、いかがでしょうか。

3点目、万が一保育施設での事故が起きた場合、許認可及び指導責任の権限を持つ基山町として、どのように事故調査を行い、情報を共有し、再発防止策をとられるのか説明をお願い

いしたいと思います。

6つ目です。今回、学童保育の運営や設備の基準がつくられますが、現行と何が変わるのかお伺いをいたします。

学童保育の基準については、厚生労働省令を踏まえて制定と言われておりますが、町民の方の要望を踏まえて、上乘せ、横出しが町としてできます。

そこで5点についてお伺いをいたします。

まず1点目、指導員の処遇の改善についてはどのようにするのか。

2点目、支援員の配置は利用児童40人ごとに補助員を含め2人となっておりますが、支援員の配置はどうされるのでしょうか。

3点目、保育時間についてどうするのか。

4点目、利用料の減免制度の拡充についてはどのように考えられているのか。

最後ですが、設備・備品等で拡充するものは何かあるのか。

以上、答弁をお願いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、松石信男議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1点目で、災害に強いまちづくり・防災対策についてということです。

(1)の広島市の大災害についての見解はということでございますが、今回の広島市の大災害については、8月19日深夜から20日未明にかけて、広島市を中心に局地的な豪雨となり、土砂崩れや土石流が発生したもので、多数の住宅が飲み込まれ、甚大な被害をもたらしました。雨量は午前1時半から3時間の降雨量が217.5ミリを記録し、1時間当たりの雨量が100ミリを超えております。

また、この地域はまさ土という地域になっており、雨が多く災害が発生しやすい特殊土壌地帯として国から指定されている地域でもあり、山林の表面の土壌が壊れる表層崩壊による土砂災害が発生し、被害が拡大したものと思います。広島市周辺では平成11年6月にも豪雨が引き金となって、山崩れ、崖崩れ、河川の氾濫、土石流等が多数発生し、広島県内の南西部を中心に死者及び行方不明者32名となったほか、住宅の被害は4,516棟に及ぶなど、甚大な被害が発生しております。今回、このような1時間当たり100ミリを超えるような雨が3

時間近く続くような豪雨が発生すれば、どこの地域においても同じような土砂災害が起こり得るため、危険地帯への備えが必要であると認識しております。

さらに今回は、避難準備情報、避難勧告・指示の発表のおくれや危険な場所の宅地化など、被害拡大の要因が考えられます。

(2) 8月22日未明の豪雨による雨量被害状況と対応についてということです。

8月22日の雨量につきましては、1時間当たりの最大雨量が22日午前4時55分までの1時間に38.5ミリを計測しました。また、8月19日から22日にかけての総雨量は役場の雨量計で204ミリとなっております。

被害状況は、公共土木災害の被害が5件発生しており、被害額が200万円となっております。林道災害、農地災害、農業用施設災害については、被災箇所はありませんでした。豪雨の対応についてでございますが、大雨警報が22日1時38分に発令されましたので、同時刻に総務課内におきまして、災害対策連絡室を設置いたしております。その後、4時55分に土砂災害警戒警報が発令されましたので、同時刻に災害対策本部を設置し、第1配備態勢としましたので、消防団団長、副団長及び第1配備要員の職員を招集、災害に対する対応をとっております。

住民の避難につきましては、土砂災害警戒警報発令後に佐賀地方気象台とのホットラインにより、今後の降雨状況等を確認、今後は雨量が小康状態となるが、9時までは激しい雨が降ることも予想されるということで、山間地域の方には自主避難をとということでした。このため、自主避難所を開設し、総務課職員を招集、職員により土砂災害特別警戒指定予定区域内の世帯などへ電話による自主避難の呼びかけを行いました。さらに基山町ホームページ及びエリアメールによる自主避難の呼びかけを行い、避難所には5名の方が避難されました。

災害箇所の災害復旧につきましては、9月議会において災害復旧費予算を計上しており、承認後に災害復旧する予定でございます。

(3)でございます。基山町が過去経験した最大の土砂災害とは何かということです。

基山町の過去最大の土砂災害は、昭和55年7月に集中豪雨により発災した柿の原災害でございます。この柿の原災害は、幅が60から150メートル、延長が400メートルにわたる土砂災害となっております。

(4)です。基山町の土砂災害危険箇所数とおのおのの地質の状況、該当家屋、該当屋敷、土砂災害警戒区域指定箇所数、土砂災害特別会計区域は何箇所かというようなお尋ねござ

います。

基山町の土砂災害危険箇所数は、土石流危険渓流が55カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が98カ所となっております。1カ所ごとの地質の状況は把握しておりませんが、基山町の地質については花崗閃緑岩となっており、その上に礫、砂、粘土が堆積しております。区域内家屋数は約400戸となっております。

佐賀県で指定されます土砂災害警戒区域の区域指定の予定箇所数は71カ所となっております。また、土砂災害特別警戒区域につきましては、土砂災害警戒区域の内側の危険区域となっており、70カ所を指定する予定となっております。

(5)です。土砂災害危険箇所区域内の住民への危険性の周知徹底はということです。

土砂災害危険箇所等の住民への周知については、町内全世帯への基山町ハザードマップの配布や基山町ホームページに掲載しております。また、梅雨期には土砂災害等の注意喚起を「広報きやま」に掲載し、町全体に周知しております。

土砂災害防止法によります危険箇所区域内住民への周知につきましては、区域指定に関する住民説明会を東部土木事務所及び基山町によりまして、昨年12月、2区公民館において3回開催し、土砂災害防止法の概要や土砂災害警戒区域、避難などについて説明いたしております。

(6)土石流危険渓流箇所数と砂防ダムの整備状況でございます。土石流危険渓流は55カ所となっております。このうち整備が必要な箇所は31カ所となっており、現在までに8カ所が整備をされております。

2項目めでございます。どうなるのか、子ども・子育て新制度について。

(1)児童福祉法第24条第1項についての見解はということです。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法の一部が改正され、第24条第1項で、保護者の労働または疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について、保育を必要とする場合においては保育所において保育しなければならないと定められているので遵守していきたいと考えております。

(2)新制度で変わる点と変わらない点はということでございます。

新制度により変更となる事項といたしましては、施設型給付により幼稚園への給付と地域型保育給付により小規模保育事業等への給付が新設されました。地域型保育給付の新設に伴

い、施設の認可のための基準が明示され、市町村の条例で定めることになりました。また、新制度による施設型給付及び地域型保育給付を受ける際には、保育の必要性の認定を申請し、いずれかの認定を受け、認定に応じた施設を利用することになります。

なお、私立幼稚園で新制度へ以降せず、現在と同じ私学助成を受けての運営を選択することも可能となっております。

(3) 基山町が独自に上乘せ、横出しするものは何かということですが、放課後児童クラブの開所日数は、国の基準では250日以上となっておりますが、本町では290日以上としております。

(4) 保護者の保育の必要性と保育時間認定を受けるための申請など、新たな負担が生まれるがどうするのか。また、新制度によつての周知はどのようにするのかということですが。保育施設等を利用する場合には、保育の必要性と保育時間の認定申請は、利用申し込みの申請と同時に進めることができるため、過大な負担にはならないと考えております。

また、新制度の周知については、町広報紙やホームページに具体的な事例を含めわかりやすい広報を行いたいと考えております。さらに、幼稚園や保育所にチラシ等を配布して周知に努めていきます。

(5) 地域型保育事業について。

ア、保育の資格者割合、面積基準などの質の低下の心配があるかどうかということですが、認可保育所と同等の要件で基準を定めていますので、質の低下を来すことはないと考えております。

イです。家庭的保育者、準保育士ではなく、保育士資格をとるための支援を求めるということですが、保育者の質の向上のための研修や資格取得のための支援等について、国や県の各種施設を活用した支援を検討していきたいと考えております。

ウの保育施設での事故に対する調査、再発防止策は何かということですが。

地域型保育事業の事業認可は町で行うため、保育事業に対する監査や各種調査を町で実施することにより、事故等の未然防止や再発防止の推進が図れると考えております。

(6) 学童保育はどう変わるのかということですが。

アの指導員の処遇改善について。

新制度により資格要件ができましたので、この点を考慮し、指導員の処遇改善を検討していきたいと考えます。

イの指導員の配置について。

指導員につきましては、おおむね40人の児童に対し、2名の配置を考えております。

ウの保育時間について。

現在の保育時間と変更はございません。

エの利用料の減免制度の拡充について。

減免制度の拡充については、他市町村の状況を参考にしながら検討していきたいと考えております。

オの設備・備品の充実について。

現在の設備・備品の整備内容と変更はございません。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2問目以降に移りたいと思います。基山町の防災対策についてお伺いをいたします。

先月22日未明の集中豪雨による雨量や被害状況とか対応についてですけれども、広島市では、報道で御存じだと思うんですが、土砂災害警戒警報発令後、3時間後に避難勧告を出したが、警戒情報発令後すぐに避難勧告をしていれば被害が少なかった可能性が指摘されています。その避難勧告の3時間後に出したということが、その避難勧告のおくれが被害を大きくしたと。これは広島市でも認めているところであります。

そこで、2つほど尋ねるんですけれども、基山町で4時55分に佐賀地方気象台から土砂災害警戒警報が発令されたということですから、すぐ対策とったということですが、自主避難の呼びかけは何時に行われましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

4時55分に土砂災害避難警報が出されましたので、災害対策本部を設置して、その後、対策本部の中で協議して自主避難をさせることにしましたので、5時20分から30分ぐらいには職員による電話をいたしまして、エリアメール、その時刻にエリアメールでも住民の方への

周知をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

30分ぐらいすぐしたということは非常に大切なことだなというふうに思っています。

そのとき、確かに電話をされました、あちこちですね。いわゆる高齢者や障害者、いわゆる災害弱者に対する対応、これについてはどうされましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今回については、各世帯に自主避難の呼びかけをしておりますので、要援護者についての連絡は特にはいたしておりません。そこで何か連絡をして、そのときに避難をしたいから、例えば、避難をすることができないとかということであれば、そのときは総務課のほうで対応したいというふうには考えておりました。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

もちろん総務課で対応されるでしょうけど、要援護者に対しては、地域の民生児童委員とか一応担当していますよね。だから、当然その方にもやはり連絡すべきだったなというふうに思っています。

次にお伺いをいたします。

基山町が過去経験した最大の土砂災害と。これは皆さん御存じのとおり柿の原だろうと。もう全部出てこられ——1軒だけありますね。全部黒谷に出てこられていますよね、今。このときの雨量、これ4日間の累計雨量何ミリですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

昭和55年の7月に柿の原土砂災害が発生したわけですけども、この総雨量が400ミリとなっております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、それこそ400ミリも降るなら当たり前と、災害が発生するのは。今回の場合は、この4日間ですか、累計雨量204ミリということですから、幸いに大した災害ではなかったということですが、しかし、過去にこういう災害が基山町発生するんだと、これは我々自身、やはり確認していく必要があると。今現在、御存じのとおり、地球温暖化が原因だとも言われています。いつ何時発生するかわからんということで、最初町長が言われたように、やっぱり広島市の教訓を胸にして、常日ごろからやはり災害対策を立てておくと、これが非常に大事だというふうに思っているところでございます。

それで、町内の土砂災害危険箇所数と、地質とか家屋数とか、指定箇所とかいうことですが、これについても広島市を例に挙げるわけですが、広島市の災害では、土砂災害が発生した53カ所のうち、40カ所が特別警戒区域に指定されていなかったと。だから対策がおくれたんだと。もちろん過去の言われたように、前回の災害で物すごく被害を出したわけですから、それによって法律もつくられましたよね。しかし、その教訓が活かされていないと。そして、さらに問題なのは、その指定がされていなかったと。これが問題じゃなかったのかということが指摘されていますよね。

それで、基山町の土砂災害危険箇所が153カ所と。先ほど答弁があったように、警戒区域、それから特別警戒区域指定はゼロということですよ。これはどういうことなのかと。このままでは災害対策がおくれるんじゃないかと。指定を受けないととれないわけですから、だから、非常にそういう点で心配をしているところであります。

まずこの点について、どのようにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今、松石議員が御指摘のように、基山町では指定箇所数がゼロとなっております。佐賀県でも、佐賀県の指定割合が今28.8%、29%程度しか行っておりません。福岡はもう100%ということで指定されております。ですから、佐賀県のほうも、この指定を今急いでおりますので、東部では今基山のほうが入っております。ことし第2区と4区の一部と1区の一部を

指定する予定にしております。ちょっと指定がおくれておりますけれども、今年度中にはもう指定予定箇所については指定をするようになると思います。そして今現在、6区のほうの基礎調査も行われておりますので、今後、基山については、今指定自体の予定が立てられておりましたけれども、それよりも少し指定がおくれていたみたいですが、平成28か29年度では指定が完了するのではないかというふうなことを思っております。

ですから、やはりこの指定区域に指定されますと、基山町のほうも、指定区域については危険な箇所であるというふうな周知もしないといけませんし、よその市町村でも、その地域に、2区なら2区とか、4区なら4区のハザードマップなり災害対応、そういう災害対応の冊子をつくって周知をしていくというふうなこともしないといけないということで法律がなっておりますので、早く指定をしていただいて、指定の箇所にどういった警戒区域があるかというのはちょっと、その基礎調査の中で測量なりをしてみないとわかりませんので、その後でそういうものを整備して住民への周知を図っていかねばならないというふうな認識はいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、先ほどの答弁で、153カ所、土砂災害危険箇所があると、基山町内でね。その中で、141カ所が土砂災害警戒区域、そして、またその内側に特別警戒区域ということであると。だから141カ所あるわけですよ。今のところ詳細では、予定であるというふうに言われたんですけどね、予定は。しかし、今聞いてみると、どうも3カ所ぐらいかなと。2区と4区と1区、もちろんその箇所が多いのかな。そして、最終的に28年度とか29年度でこれやる予定だということですが、それはそれで大いにやっていただきたいし、この危険箇所の整備というのは、本当に町民の生命や財産を守るという点では、最優先でやっぱりやる必要があると、そういうふうには私は思っているわけですが、これはそうすると何カ所ぐらいになるわけですか。何カ所指定するのかということです。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

実際、土石流危険渓流等、急傾斜地崩壊危険箇所が全部で（「141やろう」と呼ぶ者あ

り) 153カ所あります。これは大まかな指定をしているんですよね。ですから、これを正確に調査して、測量をいたしまして指定の箇所をしますので、実質的には、個別的には、この153という箇所はもっとふえていくというふうには考えております。ですから、何カ所というのは今の時点とはちょっと基礎調査をやってみないとわからないということです。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、このハザードマップですね、私も久しぶり見たんですが、これで見えますと、例えば、私の住む不動寺、これは土石流氾濫区域なんです。南谷は急傾斜崩壊危険箇所と。もちろん小松とか黒目牛とかいうのもそれに入っているんですよね。その危険箇所内に住んでおられる方が400戸あるというわけでしょう。400戸、これも頭にたたき込んでおかないかと思うんです。だから、本当に、それは県とかの取り組み方もあります。お金が大体1カ所指定するのに1,000万円ぐらいかかるとか、いろいろ言われていますので、だから進まない原因だとかなんとかという報道もされていますけど、やはりこれは本当に今の気候状況を見たときに、やはり急いでやる必要があると。そういうことを申し上げておきたいと思えます。

それで、土砂災害危険箇所区域内の町民に対する危険性の周知徹底ですが、これも非常に教訓的なのは、広島市ですけれども、土砂災害警戒区域に自分の家があるということを知らなかったと。もし知っていたなら、自分が知っていたなら、被害がある程度防げていたはずだと。知らなかったと言うんです。だから、これは非常に大事な部分なんですよ、知らせると、知ってもらおうということは。先ほどは指定されたらやるんだと。指定されたらちゃんと説明会しますよということなんですけど、私はそうじゃなくて、この土砂災害危険箇所内に住まれる400戸の方、少なくとも400戸の方に対しては、このハザードマップによる危険性の周知、これはやはりすべきじゃないかと思うんです。いや、配っていますから読んでみればわかりますよというものじゃないと思うんですね。ですから、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

先ほど町長の答弁でありましたように、ハザードマップは全世帯に配布しておりますので、後ろを見ていただければ自分の黄色とか、それからグレーということで急傾斜地、それからそういう地域がわかりますので、それで確認してもらうんですけども、今広島災害がおきましたので、この危険箇所の周知の徹底を国のほうが言ってきていますので、全世帯に配布するかどういふふうにするかちょっと検討してまいりますけれども、危険区域についてはちょっと周知をしたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

周知については、やはり説明会を開くと、これが私は大事だろうと、ただ単に配ればいいとかということじゃなくて、ぜひ説明会を求めたいと思います。

それで、防災ダムの整備状況について先ほどちょっと聞いたんですけども、8カ所と、今現在ね。そうすると、整備に必要な箇所の25%なんですね、整備されているのが。これはちょっと、それは県のいろんな計画もありましようけれども、やはり基山町もきちんと整備計画立てて、これは県が立てるのかな、整備計画を立ててやはりやるということが私は必要だと思うんですが、その整備計画についてはどうなっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

この防災ダムの整備計画についても、東部土木事務所のほうには尋ねてみました。実際、整備計画自体が今土木事務所のほうにないということでしたので、じゃ、どういうふうな整備をしていくのかというふうに尋ねましたので、今後そういうことを必要箇所数の精査なり、今後の整備計画なりを再点検されるのではないかというふうには考えております。今後の整備はどうなっているのかということをおちょっと尋ねましたけれども、今現在、26年度で1カ所については検討をされているということでした。27年度以降に基山町内で1カ所を整備したいというふうな考えを持っているというふうなことの回答を得ております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひこれも、毎年1カ所ずつじゃ何年になるかなという感じもしますが、これもぜひ基山町としても力を入れていただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

次に、子ども・子育て新制度について伺いをいたします。

現行と変わる点、変わらない点について詳しく言われたんですが、それはそうなんですけれども、そこで端的に2点ほど伺いますんですけども、保育料はどうなりますか、今と変わりませんか。上がりますか、下がりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

保育料につきましても、これまでと保育料の算定の根拠が変わりますので、それによっては増減される方があると思いますけれども、ただ、現在の保育料をもとに算定をされるというふうになりますので、基本的な部分は変わらない。ただ、個人さんの状況によっては増減される方もいらっしゃるというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

上がる人が出てくるということですよ。（「下がる人も出てくる」と呼ぶ者あり）下がる人も出てくるということなんですか。

今言われたように、非常に所得から住民税に算定基礎が変わるわけですから、非常に把握もしにくくなります。そういう意味じゃですね。仕方のないことではありますけども、その収入に応じてなるわけですから。

もう1つお聞きしたいんですが、もちろん今も一部あってはいますが、保育所ではあっていないんですが、これまで認められていなかった保育料と別に上乘せ徴収ができるということが出てまいります。もし違うとったら言ってください。これはどういうことですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

これまでも基本的に保育料と、あとは、例えば、保育園でいきますと、遠足のための費用だとか、特別に保育に必要なものですよ、そういったものに対して、園児さんが使われる

ものについては徴収をされてきたところですが、そこを明確に、必要なものについては保護者の同意を得た上で徴収することができるというふうに、法的に明確にされているところではあります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

もちろん保育所の同意を得てと言われますけど、例えば、英語とか何かを教えるわけでしょう、そういうところも出てくるわけですね。それから、いろんな音楽補正とかいろいろ出てくるかもしれませんが、そうすると、ちょっと心配するのは、保育料に上乗せして納めないかんごとなるわけですから、その分は。お金持ちの方はいいですよ。低所得者の方なんです。これが非常に負担増になるんじゃないかと。いや、それは保護者が納得したっちゃろうがということなんでしょけど、負担増になることは間違いないわけですね。今まではなくてよかったわけですから。保護者の納得の上でと言われるかもしれませんが、そういうことができるようになるということが、そういうふうな心配もしているわけですが、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

基本的に教育と保育という2つの施設型給付が出てまいります。その場合、教育の部分は文科省で定める教育の要領に基づいて教育をされますので、幼稚園とかの場合では、特色を出すために、例えば、英語教育だったりとか、いろんな特色を出した教育をされる場所も出てこられると思います。

もう1つ、保育については、保護者が家庭で子供さんを見ることができない。保育の必要がある方について事業を行うものでございますので、その中には、特別な保育の目玉の事業ということをやられるかもしれません。しかし、それは預けられる保護者の方が選択をできるというのも1つにありますので、その内容と金額を見られた上で、保護者の方が自分の経済的な負担も考慮した上で選択をされるものというふうに考えていますので、一律にどこでもそういった上乗せだったりとか、そういった費用がかかるというふうにはなっておりませんので、そこは保護者の方の選択の中で、自分に合った施設を選ばれるものというふうに考

えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

自分に合った施設を選ぶことができると言われてきましたが、どの施設に入るかは基山町が決めるわけでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

いや、それはこちらが勝手にどこの施設に入ってくださいというふうに決めるわけではございません。施設の申し込みをされたときに希望をとります。例えば、第1希望、第2希望、第3希望という形で、その中で、希望の中で入手いただくような形になります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

希望どおりいけばいいんですけどね、いかなかった場合が問題なんですね。

それで、次にお伺いしますが、保護者の負担についてお聞きをいたしました。過大な負担にはならないということなんですね。同時に申請できるからと。しかし、新たな負担になることは間違いないと思うんですよ。全然今までと変わりませんか。保護者の方の負担は今までと全く変わりませんということを断定できますか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

幼稚園の場合はこれまで制度がございましたので、施設型給付を受ける、新制度に移行される幼稚園に入所希望の保護者の方は、これまでと新たな負担にはなるかとは思いますが、ただ、保育所にこれまでも施設を御利用の方は、入所の際には、これまでの就労証明とか、いろんな所得に関する部分、いろんな必要書類をそろえた上で申請の中で出していたいただいておりますので、そういった意味では、今回も就労というか、保育の必要性を認める裏づけになる今回条例を出させていただいているような保育の必要になる事業がありましたけ

れども、それに該当するための必要な書類をつけて出していただくような形になりますので。そして、保育の必要性の認定の申請と同時に保育所に入所の申し込みをすることができるというふうになりますので、一度でそれができるような形になります。ただ、その後、基山町が保育の必要性を認定した後に、次のステップとして保育所の選考を行うというふうな形になりますので、ちょっと時間的な幅は少しこれまでと幅が出るかもしれませんが、保護者にとっては過大な負担にはなるというふうには考えておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

過大な負担にはならないでしょうけれども、やはり負担にならないような対策を考えていくべきだと私は言っておきたいと思います。

それで、新制度について周知ですけれども、やはり今保護者の方は、一体何じゃろうかと、新しい子ども・子育て新制度はね。どやんなっとやろうかと、わからんと、ほとんどの方知っちゃないですよ。まず私たち議会の議員が初めて知ったと。今回条例を出されて知ったと、それもよくわからんという実態ですから、はっきり言って。

ですから、保護者の方は、今子供を施設に預けているけれども、その施設が一体どうなるんじゃろうかと、保育料は一体どやんなっとやろうかと。これ新制度がさっき言った非常に複雑と。例えば、ちょっともう一回言いますと、保育の必要性、必要量の認定、どの保育園や幼稚園に入ることができるかなどの利用調整、これ役場がするわけですね、さっき言った利用調整は。だから、保護者には、そういったのはほとんどわかられていない、私たちもよくわかりません。だから、そういう意味で、ぜひただ単にチラシを起きますよと、「広報きやま」でしますよということで私は不十分じゃないのかと。やっぱり保護者向けの説明会を、例えば、各保育園とか幼稚園ごとに開いて、役場から出向いて、きちんと説明をする。疑問に答えていくと。安心して基山町では預けてくださいと、心配せんでくださいということをやったりする必要があると。安心できる部分も出てくるかなと私は思っているんですけども、ちゃんと制度についてやはり説明すると。これが必要だと思いますがどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

この点につきましては、今議員さんのほうからおっしゃいましたように、やはり保護者の方に制度のこと、そして今後のことをきちっと御理解いただいた上で、新制度に基づくサービスを受けていただきたいと思いますので、その点の方法については、よりよい方法ができるように十分検討してまいります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ保護者向けの説明会を開催していただきたいと、よろしく願いしておきます。

地域型保育事業について、次にお伺いをいたします。

保育士の有資格者、いわゆる保育士であるかどうかという部分ですね、それから面積基準、これは認可保育所と同等の要件で今回条例で出していますというふうに私は受けとめたんですが、だから質の低下はないと。

そこでお聞きしますが、そうしますと、さっき私触れたんですが、認可保育所は全員が保育士ですね、保育士以外は雇われんどですね。しかし、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も基山町では全員保育士の配置になるということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

保育士として定めている部分が小規模保育事業でいけば、A型の小規模保育事業、それと事業所内保育事業では、定員20名以上の事業所については保育士の資格を基準としております。それ以外につきましては、保育士が2分の1であったり家庭的保育者というふうな資格要件で定めております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

だから、結局さっきの答弁で、私は認可保育所と同等の要件で基準を定めてと言われたから、ああ、よかったなと思ったんですけどね、そうじゃないわけでしょう、さっき言われた。今言われたように、全員保育士資格が必要なのは、いわゆる分園型のA型だけですよと言われたですね。もちろん企業内の部分も言われたけど、B型は、保育士資格者は2分の1、

2人に1人でいいですよと。C型と家庭的保育事業者は、保育士資格者はゼロでいいですよと。資格のない人は研修を受けてもらえばいいですよと。研修ですよ、国家試験じゃないんですよ。というふうになっているんですね。つまり、認可保育所とは大きく違う基準になっているんじゃないですか。だから、さっき同等の基準と言われたから、そうなるなら私はいいんだけど、今言われたように、大きく違うと。そこが心配しているんですよ。なぜならば、保育士は国家試験を受けているんですよ。短大、4大行って、ずっと勉強して、そして国家試験受けてついでにしているわけ。ところが、保育士資格を持たない人、研修を何時間受けるか知らんけれども、どのくらい保育に対する知識とかありますか。そこが心配なんですよ。というのは、報道もたまにされるけれども、無認可保育所あたりで事故が起きる。子供たち、特に3歳未満児が多いと言われてはいますが、事故が起きたりけがが起きたり、そういうのが発生しているんですよ。だから、きちんとした保育士資格を持った人を基準として設けると。これが私は非常に大事だというふうに思っているわけですが、それはできませんということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

保育士じゃないといけないというところで言われていますけれども、今回定めている中には、必要な研修を受け、なおかつ保育士と同等程度の知識とか経験を有するものと町長が認めた者というふうな形にはしております。当然それには町だけで研修会はできるわけではございませんので、県とか国のバックアップは当然ありながら、その取得のための研修も実施をしてまいりますので、その点で、その保育士の資格が云々というだけでは、やはり実際現場の中で保育をされる中では、その経験と、それから、そのために必要な知識をそういった形で取得されれば、それは同等と、見出すことは可能かと思っております。

それともう1つが、やはり今回、さまざまな御要望に対して行政側がさまざまなサービスを提供していく。それはやはり住民さんたちのサービスの向上につながると思って、この新しい小規模の施設の給付ができました。このためにやはり、新たないろんな形でのサービスに参入、1つはしやすいような体制づくりというのはやはり大事なことではないかというふうには考えておりますので、今後、これが定着してくれば、その要件については、また今後どうなるかはわかりませんが、やはり現時点の状況としては、今申し上げたような必

要な知識を、経験を有すると町長が認める者というところでは、同等程度というふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

研修を受ければ、同等の資格なんて言えんですよ、それは。保育士になるためにどれだけ勉強せないかんですか。それを1週間か10日か1カ月か知らんけれども、県で研修を受けましたと。同等の資格でございますと、よござますよと、やっってくださいと。これはちょっと私は、やはりさっき心配をしよるけど、質の低下や、やっぱり心配するのは当たり前だし、ひょっとして万が一事故が起きりゃせんかと、これで非常に心配をしているわけですから、さっき認可保育所と同等の要件ですよということを言われたけど、それは何を指すんですかね、同等の要件というのは。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

施設には、御質問の中に面積基準等というふうな形もありましたので、例えば、子供さんあたり、保育士の面積だとか、例えば、子供さんに対する保育士なり保育士に準ずる者の数とか、例えば、ゼロ歳児は3名に対して1名の保育士というふうな、そういった基準については認可保育所と同等であるということで上げております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

だから、さっき言った保育者の資格者の割合、この保育士については同等の基準ではないと、今答弁されたこと。これははっきりしているわけです。

なぜならば、今度も条例出していますけど、基山町が認可するんですよ、6人から19人の小規模保育所に対して基山町が認可するんですよ。物すごく責任があるんですよ、今度は。そして、お金も支援費といいますか、渡すんですよ。税金を投入するわけですね。ですから、物すごい責任があると。万が一、無資格の保育士による事故が起きた場合一体どうすつとかと。この辺がちょっと私は心配している。

そこで、いや、事故については、基山町が許認可権限持っておるし、監査調査で事前の未然防止ができるというふうに言われておりますけど、そうなのかなと。万が一事故が起きた場合についてですけれども。

私は提案ですけれども、事故調査ももちろんやるわけですが、基山町が一生懸命それはやるわけですけれども、第三者機関の設置ですね、第三者機関。例えば、教育委員会、いじめ問題では第三者機関をつくるとかいうことなんかもあっていますけれども、それと同じように、第三者機関で原因を調べると。この設置を提案したいんですけれども、どのようにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今議員御指摘のように、基山町が認可権を有しますから、今後は調査監督、指導は基山町で行うようになります。問題が起きないような事前の点検も当然やった上で、途中の監査等も町で行うような形になろうかと思えます。ただ、不幸にしてそういったいろんな問題が起きたときには、やはりその検証と原因と今後の対策というのはきちっと町のほうでも検証し、そしてまた指導もしていけないと思っておりますので、今議員御指摘の点も考慮した上で、今後の方法については検討していきたいと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ検討していただきたいと思えます。

次に、学童保育の基準について、現行と何が変わるのかと。学童保育については、基山町だけで今単独でやっておるわけですが、今度民間も参入できるということですね。その基準を設けたということでもあります。

最初に、この指導員の処遇改善については検討するというところでございました。もちろん国の財政支援とかも当然出てくると思えます。消費税10%上げたうち7,000億円を充てるとか言っていますが、どうなるかわからんけれども、私は、今非常に問題になっているのは、指導員の低賃金、これが非常に問題になっているというふうに思っています。ですから、指導員には、やはりパートじゃなくて正規雇用と、そして、何年やっても賃金は同じじゃなく

て、経験に応じた賃金と、これをやはりする必要があるということを申し上げておきたいと思います。それに対して今すぐどうのこうのとは言えんでしょうから、ぜひそういうのを検討していただきたいと思います。

それから次に、指導員の配置の件です。子供さんが40人ごとに2人ということで、2人の指導員を置きますというふうなことですよね。そうしますと、その2人、40人に対して2人ですたい、これは保育士などの有資格者、もしくは佐賀県知事の研修を受けた人を配置することなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今回の基準の中では2名配置をして、そのうち1人は有資格者ということにしております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

だからもう1名どうですか。有資格者じゃなくてもいいと。誰でもよかということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

基本的には資格を有していただきたいと思いますがけれども、経験年数とか、そういうのもございますので、最初から有資格で全ての方が有資格者になればいいんですけども、そういったこともありますので、基本的にはそういうふうに考えて、できれば有資格者の方が2人そろそろようであれば、そういった形で運営も検討していきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

できれば有資格者でいきたいと、もしくは研修を済んだ方でいきたいと、ぜひそれをしていただきたいと。いや、なかなか集まらんとですよと言われてますよね、募集しても集まりませんと。それはいろんな問題があると、さっき言った問題もあると思いますよ。労働条件、雇用条件、いろいろあると思いますよ。しかし、これは本当に今学童保育というのは

非常に大事な施設というふうに位置づけて、今回、国が何で今度はそういうふうに、子育て支援制度で位置づけたかというのはそこにあるわけですよ、学童保育というのもね。今までは何もなかったんですよ、各自治体で御勝手に、極端に言えば御勝手にどうぞで、ガイドラインはあつとですけどね。今度はきちっと法律、条例で位置づけるわけですからね。やはりそれなりのきちっとした指導員による保育をすると、これが非常に大事ですから、さっき課長が答えられましたけどね。ぜひそのことで、そういうふうにやっていただきたいと。補助員という形で、無資格者とか、誰でもいいと言うと語弊がありますが——というふうにならないように、ぜひとも今言われた方向でやっていただきたいと思います。

それから、最後にですけれども、利用料の減免制度の拡充についてですが、この点については検討するということですが、私はこの件については、過去2回ほど質問をしてきています。ことしの3月議会でも質問をいたしましたんですが、私の提案は、就学援助世帯は半額免除、それから2人目は半額免除、3人目以降は全額免除とすると。そういうふうにしたらどうかと。それはなぜかという、保育料では7段階か8段階かにずっと分けていますけれども、この学童保育の利用料は分けていないんですよ。生活保護世帯だけはですけど、これはある意味当たり前ですが、ですから、それを設けたらどやんかということで提案もしてきたところです。

それに対して、小森町長は、もう忘れられたかもしれませんが、御指摘の点は今後十分検討するというふうに答弁をされました。その答弁は変わりませんか、その思いというのは変わりませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

ここにも、さっきの答弁にもありましたように、検討には値するということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

どうも後退したような感じを受けますけどね。

子供の貧困対策法が成立しましたよね、2月に。これは何でかと。もう御存じのとおり、貧困の連鎖を断ち切ると。例えば、東大なんかはお金持ちばかりと言うわけですよ。日本

国にとっては大変な損失ですよ。誰でも行けるような、学力というか、能力がある人が行けるようなふうにしなくちゃいけない。それを金持ちだけしか行かない、これはおかしい。だから、貧困の連鎖はやはり断ち切らないかと。これは物すごい私も常日ごろ感じています。

その大綱も閣議決定されていますよね、もう御存じだと思うんです。各市町村におりてきているのかな、来ると思います。ですから、この大綱に基づいた具体的な事業のやっぱり1つとして、いろんな事業をされるとは思いますが、ぜひ私は取り組んでいただきたいと。再度担当課長、答弁をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

時間です。

○12番（松石信男君）続

あら、時間ですか。よろしく願いしておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩します。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

○5番（河野保久君）（登壇）

皆さんこんにちは。5番議員の河野保久です。御多忙中にもかかわらず傍聴においでいただきありがとうございます。

まず冒頭に、けやき台のバリアフリー化に向けて執行部の皆様には大変御努力をいただいていることに、まず地元の住民を代表して感謝の意を表したいと思います。

ことしになって、記憶として強く残っているのが、某市、某議会議員の号泣会見を初めとした、地方議会議員のお粗末な出来事の数々でした。この事件を見て、基山の議員の方々は本当に真面目にやっているな、基山の議会って真面目なんだなど、改めてある意味誇りを感じ、逆に議員という職責の重さを感じているきょうこのごろでございます。この思いを胸に

刻んで、今回も住民としての目線を忘れずに、住みよい、活気あふれる基山町実現をするために、一生懸命質問をさせていただきますので、ひとときのおつきあいをよろしくお願いいたします。

さて、今回の質問事項は2点です。

まず1点は、公共施設——公共施設と言っても数多いので、今回は建物関係に絞って、その検討はどうなっているのかをお尋ねいたします。

松田副町長が就任なさって依頼、ハード部門の整備の洗い直しをし、優先順位をつけて問題の解決を図っていくという趣旨の発言を数多くの機会に耳にいたしました。公共施設の老朽化が叫ばれる中、その問題ははっきりさすことは早急にやらなければならない課題との思いから、今回質問させていただきます。

第2点目は、8月2日に公演された「風の声がきこえる」についてです。

私もこの公演を見て、きらきら輝く瞳が躍動する子供たちの姿を間近にして、心底、一生懸命やっていることってすばらしいなという感動を覚えました。このような感動体験を全ての子供たちに味わってもらいたい。そして、その経験は、子供たちが将来を生き抜くためのまたとない糧となるんだろうなと、そのとき強く感じました。基山町でも、2年前より、小・中学校の合同創作劇「こころつないで」の公演が行われ、町民の感動を呼んでいるところは皆さんご御承知のとおりです。私はかねがね、この芽生えを大切に育て、基肆城築造1350年事業後も、大切にこの流れをつないでいきたいなという考えを持っております。「風の声がきこえる」の公演をよい機会として、これからどのようにしていくのかを考える知恵とすべく、質問することにいたしました。

それでは、具体的な質問に入ります。

まず第1点目、公共施設建物の検討はどうなっているのか。

1つ目、公共施設の検討はどの段階まで進んでいるのでしょうか。

2点目、各施設をどうしていくお考えなのかをお示してください。

まず、町営住宅については、園部団地は建てかえ、割田・本桜団地は長寿命化型改善と私自身は認識しているが、間違いないのでしょうか。

2番目、イ、憩の家、ウ、基山保育園、エ、葬祭公園、オ、小・中学校——小・中学校は、基山小学校は最近改築されたばかりなので除かせていただきます。

3つ目、公共施設の検討結果は、第5次総合計画にどのように反映されていくのでしょうか

か。ちょっと見えない、わからない点もあるので、具体的にお示してください。

4つ目、いつごろまでに検討を終える予定なのでしょうか。

質問の2つ目です。「風の声がきこえる」の公演についてです。

1点目、公演を終えて、町及び教育委員会としての所感をお示してください。

2点目、公演という立場で教育委員会、基山町も入っておりましたが、この開催に当たりどのように町、教育委員会として関与されたのでしょうか、お聞かせください。

3点目、実行委員会の方々の中でいろいろお話を聞く中で、将来的には、基山小中学校の創作劇の自主公演も視野に入れての今回の公演とお聞きしております。町としてはどのような考えなのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。真摯な御回答をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、河野保久議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、1項目めの公共施設の検討はどうなっているのかということでございます。

(1)公共施設（建物）の検討はどの段階まで進んでいるのかということです。

本町では、公共施設等総合管理計画策定チームを立ち上げ、本年4月28日から作業を始めております。現在の進捗につきましては、どういう施設があつて、どのような問題があるか、洗い出す作業を行っております。本町の施設のうち、町営住宅、公園、橋梁については、担当課で長寿命化計画を策定しております。

(2)各施設をどうしていく考えなのかを示せということで、ア、町営住宅については、園部団地は建てかえ、割田・本桜団地は長寿命化型改善と認識しているが間違いないのかということです。

平成24年度に策定しました基山町公営住宅等長寿命化計画に基づき、維持管理を進めていく計画でございます。園部団地は建てかえ、割田・本桜団地につきましては、修繕、改善により長寿命化を図ってまいります。今年度は、割田団地3棟の外壁改修工事を実施いたします。

それから、イ、憩の家、ウ、基山保育園、エ、葬祭公園このイからエにつきましては、公共施設等総合管理計画の中で検討をしていきたいと考えております。

オ、小・中学校——基山小学校は除くということですが、基山中学校につきましては本年度当初予算で、校舎大規模改造工事計画策定業務の予算をお願いしておりますので、今後、大規模改造工事を進めていく予定でございます。若基小学校につきましては、中学校の大規模改造工事が完了後検討したいと考えております。

(3) 公共施設の検討結果は、第5次総合計画にどのように反映していくかということです。

公共施設等総合管理計画の考え方や方向性を、第5次総合計画には反映させていきたいと考えております。

(4) いつごろまでに検討を終える予定でいるかということです。

国（総務省）では、平成28年度末までの策定を求めています。本町においては、遅くとも平成27年度中には策定したいと考えております。

2項目めでございます。「風の声がきこえる」の公演についてということです。

(1) 公演を終えて、町及び教育委員会としての所感を示せということです。

大阪、沖縄、和歌山から、多数の中高生や関係者に基山を訪問いただき、基山の小学生6名を加え、2回の公演を行っていただいたことは、基山町を広く知っていただくとともに、地域間交流、世代間交流に大きな役割を果たしていただいたと考えています。私自身も、基山の6名の小学生の練習の応援や開演直前の楽屋訪問を通じて、公演の意義と感動を肌で感じたところです。これにつきましては、教育委員会のほうからもお答えをいたします。

(2) の公演という立場でこの公演開催に当たり、どのように関与したのかということです。

ポスターやチラシ等において、後援者としての名称使用を承諾するとともに、基山町のフェイスブックでの公演の紹介や団体長会議でのチラシの紹介なども行いました。また、小・中学校でのチラシの配布や関係者の役場への訪問受け入れ、楽屋訪問及び記念品の贈呈など、いろんな形で関与をさせていただきました。

(3) は教育委員会のほうでお願いいたします。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

河野議員の2項目めの、「風の声がきこえる」の公演についての教育委員会の分についてお答え申し上げます。

(1)の公演を終えての教育委員会の所感でございます。

教育委員会では、基山町の文化振興に寄与する多彩な芸術文化に触れる機会をふやしていきたいと考えております。今回のような町民会館大ホールを利用した文化公演のほか、さまざまな文化活動に町民会館を大いに利用していただきたいと思っております。

続いて、(3)番目の実行委員会としての基山の小・中学校の創作劇の自主公演を視野に入れての今回の公演開催と聞いているが、町としての考えがあればということですが、創作劇は、基山町の小中学生を対象に、学校教育の一環として子供たちに本町の貴重な史跡を認識することにより郷土を誇り、郷土の歴史を語れる子供を育てるという目的で取り組んでいるものでございます。昨年度からは、水城・大野城・基肆城1350年事業の関連事業として位置づけてはおりますが、平成27年度の古代山城サミットでの公演を一区切りとすることにしております。その後につきましては、本町に芽生えつつある演劇文化をどのようにするのか、共催団体や御協力いただいた方々と一緒に検討をしていきたいと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それでは、まず、公共施設関連の質問から具体的に入らせていただきます。

御回答の中で、まず、公共施設等総合計画チーム、そのようなチームを作成して、ことしの4月28日から作業を始めておりますという御回答でしたが、その目的というか目指すところ、それからメンバー、どういう方々が入っておられるのか。どういうところまで——要は、工程はどのようにやっていくおつもりなのか、その辺の策定チームの概要についてお示ください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

全国的なことをいいますと、昭和50年代ごろから公共施設の建設が始まりまして、そのような公共施設が一斉に建築をされたわけですがけれども、更新時期が一遍に参っております。どこの自治体も、そういう財源をひねり出すことが非常に難しくなっておりますので、そういう状況の中で、地方公共団体が所有する全ての公共施設を対象に、今後その地域の実情に

応じてどのように維持していくかということを検討するものが、地方公共等総合管理計画と言うんですけれども、そういう計画を立ち上げるために、私のほうでも4月にチームを立ち上げまして、メンバーとしましては、各施設を持っている部署の係長ですけれども、座長さんと言いますか、それを副町長にお願いをいたしております。

工程としましては、目標としては、国で28年度末までの策定をということで言っていますけれども、内容が内容ですので、27年度中には策定を終えたいと思っています。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

私は、前回の一般質問の松田副町長とのやりとりの中で、お願いとして、全庁挙げて最終的には、各課長さんも交えたところでの統一の認識を持った上での策定にさせていただきたいという考えをお願いいたしました。最終的にはそのような方向で動いていただけるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この計画をつくる最終目的は、公共施設の実態を皆さんにわかっていただいて、町の当局、議会、基山町にお住まいの住民さんみんなで情報を共有していこうということが最終的な目標ですので、各課の課長がそれを練るとするのは当然のことです。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

わかりました。ぜひ、その方向でやっていただければと思います。やはり全庁一丸となってやっていかなければ、いろんな諸問題があると思いますので、1人の認識のずれがあっても、話は違った方向に進んでいっちゃう恐れもあるので、ひとつその点は肝に銘じてやっていただければと思います。

それから、これは確認なんですけど、もう1つ御答弁の中で町営住宅と公園とか橋梁については担当課でというのは、これはまちづくり推進課のほうで具体的にまず検討をしてという

考えでよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この総合計画は、各施設の施設計画ができて、それが立ち上がって行って、総合的に方針をしていくものが総合管理計画ですので、とりあえず今のところはまちづくりで、住宅については長寿命化計画を立ててそれを実行しております。その他の施設については、まだ今から検討をしていくものですので、その施設が長寿命化になるのか、統合になるのか、更新になるのかというのは今からでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

その中でもう1つ、御答弁の中で、今どういう段階なんですかというお尋ねに対して、どういう施設があって、どのような問題があるのかを洗い出す作業を今現在行っていますという回答でしたが、具体的に言えばどのような——例えばやっていて、今こんな話していますというようなイメージが、ちょっとわかったようでわかんないところがあるので、その辺、話せる範囲で結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

まず、この中身としましては、町の現状、将来、それから施設の現状と将来予測、それからそれをもとにした将来推計、総合管理の方法と方針から成っているんですけども、今のところはその一番もとになります、どういう施設があって、その面積が幾らで、建築年が何年で、構造が何年で、という一番初めの作業をしております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

大体、幾つぐらいの施設があるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

施設の登録だけでも、建物だけでも30か40ありますし、これは建物だけではなくて全ての施設ですので、極端に言えば橋梁も入りますし、町道の1本1本全部入りますので、大変な作業になることは間違いないです。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

じゃ、どういう施設があつてぐらいのところは大体出ているんですかね。施設がこれだけのものがありますよという洗い出しは少なくともできているわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今、係はつかんでいきますので、それを集計して、集計した表ができていく段階です。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

では、これからの工程としては、その作業チームでその問題点をこれから洗い出して、最終的にはどういう方向に持っていくのかを出して、それを全庁的なチームに図っていくという工程でよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員おっしゃるとおり、今から1本1本について問題点を検討して、どの程度の老朽化をしているのか、もし更新をする場合にはどのぐらいの金額になるのか、果たしてそれが効率的なのかどうかという方針までいけるかどうかかわからないですけれども、こういった場合に

はこういう方針をするというところまでは計画の中に盛り込むものと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

弱気にならないで、ひとつ前向きな、やると言ったらやってもらわないと困るので。はい、何か。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

基本的な方針はするんですけれども、そのときそのときの政策、例えば子育ての政策によって、それに厚くするという政策が出れば、例えば廃止の予定の施設、廃止すべき施設の予定があったとしても、それが廃止をせずに更新になったりすることもありますので、そういう基本的な考え方をつくっていく方針だと理解していただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ですから、それができたら、やっぱりそういう全庁の合意を図って話を進めていってくださいというような、当然そういうことも町の仕事ですから起こり得ることなんだけど、やはり全体がそこでしっかり固まっておかないと、話が前に進まない、誰か担当がかわっちゃうと話がまたもとに戻るのがやっぱり一番危惧するところなので、それはしっかりと基本的に固めていただければと思います。

それでは、具体的に僕がちょっと気になっている施設があったので、どうしていくお考えなのかを、できる範囲でお答えいただければなと思います。この施設を挙げて、各年度僕も気になっていたもので、びっくりしたんですけれども、私がけやき台に移ってきたのが平成5年です。ここに挙げてある施設は、みんなそれ以前に建てられているものだというのを見まして、私も基山に移り住んで25年です。だから、確実に25年以上かかっているものだけでもこれだけあるんだなという、素直に、本当に老朽化しているんだなというのを、その年度を見ただけでちょっとびっくりしました。なので、1日でも早くやっていただかないと、という思いを強くしたのは、そういうことも含めて――まず、それをもとにお尋ねいたします。

まず、この団地ですけれども、建築年度等の確認なのですが、いろいろ財政課の方にも御協力いただいて資料をいただいた中で、まず、園部団地は昭和41年から49年にかけて、昭和41年に5棟、昭和42年に8棟、昭和43年に7棟、昭和44年に6棟、昭和49年に1棟と。

割田団地が、昭和46年から昭和48年に各1棟の3棟と。

それから、本桜団地が、昭和54年から平成元年にかけて昭和54年、昭和55年、昭和57年、昭和59年、平成元年に各1棟というふうに認識しているんですけれども、それで間違いないですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃるとおりでございます、その3団地については、建設面ではそのとおりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

はい、わかりました。みんな古いのでびっくりしました。何か新しいなと思っている僕の団地からも見える本桜が、一番新しいやつでも平成元年なんだなということを知りただけでもちょっとびっくりしました。その中で、平成25年3月に基山町の公営住宅等長寿命化計画というものを発表されております。その中で何点か住宅について確認しておきたいことがあるのでお尋ねいたしますが、まず、園部団地のところで建てかえということで、建設予定年度については今後調整を図っていくという文言のまま、その後いつごろという話も聞いていないので、その辺の検討はどうなっているのか、まず御確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

平成24年度に策定いたしました町営住宅の長寿命化計画、3団地あるわけでございますけれども、その中で、園部団地はやはり建てかえというような計画になっております。これにつきましてもこの長寿命化のスパンが、平成25年度から平成34年度の期間となっております。その中で、園部団地の老朽化は当然あるわけでございますけれども、それを建てかえるのか

ということですね。建てかえるとするならば、どういった建物にするのか、いろいろな案がございますので、それを今検討をいたしておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それは、いつごろまでという担当課としての御意見で結構なので、何かめどはございますか。ただいつまで、目標なしにということじゃないと思うんですけど。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

平成26年度、今年度の下半期から精力的に取り組んでまいりまして、平成27年度までには、やはり一定の目標、先ほどありました公共施設等総合管理計画の策定中でもございますので、それと併用した考えで進めてまいりたいというふうな考えを持っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ぜひお願いいたします。

それからもう1つ、このもう1つの割田団地と本桜団地の長寿命化による寿命を伸ばしていくという考え方の中で、ことしは割田団地の外壁の工事をやるということで予定どおり、このときの予定でも昭和46年度ということを出ているんですが、本桜団地のほうが平成29年、これは建設年度の違いだろうなどは判断できるんですけども、給水設備とその外壁と2段階の計画を組んでおられますよね、このとき。割田のほうは外壁だけという形になっているんですけど、この辺が何か、いろいろな建物自体の理由がわからないところがあるので、御説明いただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

割田団地につきましては、今年度、町長のほうから答弁がありましたように、外壁の大規模改修を行います。

それから給水塔につきましては、平成24年、平成25年、平成26年、この3年間で3棟の分の給水塔を改修いたしました。それから、本桜団地につきましては、そういったこの計画につきましては、長寿命化計画の中にのっとってやるということになれば、当然国の補助対象2分の1、50%の補助がございますので、これにあわせてやるというのがベストということで進めておりますので、この計画に基づいた維持管理を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

これを見ると、最終的にはかなりコストが安くなるし、寿命のほうも、ライフサイクルコストの改善効果というようなところでは、何もやらないよりは何年ぐらい伸びると判断されるんですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

鉄筋コンクリートづくりの耐用年数が70年でございますけれども、これをするによって相当な、70年以上を持たせるというような計画になっておるといことです。ですので、やはり計画としてはストック型社会、そういったことを国のほうが考えておるといふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それから、この前提としては、財政的な問題がなければこの計画でやっていきたいとい文章がどこかに入っていたと思うんですけれども、その想定できない出来事というのは、財政上の問題、さっきいみじくも財政課長がいろんな諸事業関連で次にずれることもあるよとか、そういうたぐいのことなんですかね、この意味合いは。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほども申し上げましたけれども、この長寿命化計画が、この団地を長く持たせるためにはベストの管理だということでございますので、やはりこれをもとに国に申請をいたしますと補助対象になるということでございますので、よっぽどのことがない限りはこの年次計画に基づいて管理を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それからこの中で、日常の、いわゆる一般的な修繕については今までどおりやっていきますよと、住民の方には御迷惑かけませんというふうに書いてありますけれども、大体ここ二、三年どうなんでしょうか。僕が承知している範囲では、年間大体800万円から900万円ぐらい全部の修繕費というのはかかっているような記憶があるんですけど、大体そんな認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

住宅の家賃が年間大体4,500万円ほど入ってまいります、その1割ですので、450万円。3年間が大きかったのは、割田団地の給水塔の修繕をその中に入れておりますので、その分がかさんでおります。しかし、大まか家賃収入の1割を考えております。しかし、議員おっしゃいますように、かなり老朽化をしてまいりますので、そういった費用がかさんでくるのは今後考えられますので、予算を伴っていくというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ですから余計、1年でも早くすれば、やっぱり1年その修繕の費用が少なくて済む。しかも、住民の皆さんも喜んでいただけるということですので、ひとつ計画どおりより早くなるように、できればやられることを希望いたします。

それから次に、憩の家、基山保育園、葬祭公園については、その計画策定チームの中でこれから考えていきますという御答弁だったんですが、25年9月の定例会、去年ですね。久保山議員のほうで公共アセットマネジメントについてのお願いという質問をなされて、その議

事録を読ませていただいたら、葬祭公園については、松雪課長がこういう御答弁をなさっているんですよ。その辺の確認なんですけど、そこについては、基山町では年間160人程度が今お亡くなりになっていると。その辺の今後各市町のほうに受け入れてもらえるのかどうか、いろいろそういう各市町との連携を模索しながらその辺は考えていきたいというが、まだ動いていないというのが実情ですというような御見解を示されておるんですが、その後、その各市町とのそういうようなことはやっておられたのかどうか、まず、今までの現在までの経緯を。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

昨年度担当レベルで——近辺の市町と言えば鳥栖市、小郡市のほうに実際担当レベルで行っております。鳥栖市につきましてもある程度の年数たっておりますけど、炉の改修ということは何らかの形で耳にしましたので、鳥栖市のほうに行きましたら、やはり鳥栖市のほうも今人口増ということで、基山町を受け入れるのは難しいということをお伺っております。

もう1つ、小郡市につきましては、今現在、小郡市は大刀洗町と1市1町のほうで火葬を行っておりますけど、もしそこで基山町が入るとすれば、そこにはやっぱり1市2町ということで一部事務組合、そういうふうな組織の編成等があるということでハードルも高いかなというところを感じております。大体、今のところそこまでの段階でございますし、各市町の意見等を聞きますと、やはり葬祭公園につきましては独自で持つのが一番ベターじゃないですかというふうな御意見はありますけど、それは財政の問題もありますし、実際、平成23年度からにつきましても、やはり修繕料も年々高くなっておりますし、ほとんど——平成25年につきましては、雨漏り等が1件ありましたけど、やはり炉のほうはかなり年数たっているというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それからもう1つ、その中で老人憩の家についても、健康福祉課長がこのようにお答えいただいているんですが、「今後とも高齢化を迎えていく中で非常に高齢者の方の憩いの場

として利用していただいているということもあります」と。「当然大規模な改修を含めて今後とも検討していかなければならないと考えております」と、このとき熊本課長はお答えいただいているんですが、その後、何か具体的に検討なさったことはございますか。それとも、今のところはまだその段階で終わりということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

前回お答えしたところから特に進展したということはありませんけれども、施設自体がかなり、やはり昭和49年にできておりますので、老朽化しているのは間違いないと。今回についても、補正で修繕料等を上げさせていただいておりますので、この分については、今、財政が中心となっていますそちらの計画の中で十分検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

そのとき保育園長の回答がなかったんですけど、保育園長は自分の管轄、所轄ですけれども、保育園のことをどうしていきたいとか、具体的に何かお考えのことはございますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

保育園に関しましては、これまで議員さん方からもいろんな御質問、御意見をいただきまして、建てかえのこととかそういったものもありますし、これまでのお答えとしましては、今現在子ども・子育て支援の事業計画をつくりまして、今後の供給量、それから需要量と供給量の見込みも立てておりますので、その中で今後どれぐらいの保育の必要があるのかというのは出ますので、それを勘案したところで今後については検討していきたい。それとあわせて、今回のこの管理計画の中で十分いろんな順位だったりとか、そういった部分も含めて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

その検討の中に、きのう後藤議員のほうからも民営化というようなことも視野に入れてというふうな意見もありましたので、できればそんなところも含めて、基山の保育園として、それからもう1つ保育園もごぞいます。そんなようなところの連携をどうしていくのか、そういう既存の施設の連携というものによつての保育園というのはやっぱり運営されていかなければならないと思っていますので、その辺も含めての上で検討をお願いしたいと思います。

それから、小・中学校のところで、ことし中学校が改修、改造をやられるというのはいいいんですが、若基小学校はそれ終わってからということで御回答をいただいているんですが、検討はいつごろからどうするというようなことはできないんですかね。中学校を待っていたら——すぐ27年度までに、例えばこれまとめるわけでしょう。ということは今ごろから、例えば、どういうところが問題点で、どういうことが考えられるね、ぐらひの検討はできないものなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

基山中学校が昭和61年に建設されております。若基小学校が平成元年だったと思ひますけれども、見た目以上に基山中学校のほうは外壁にひびが入ったり、かなり老朽化のぐあひが進んでおります。若基小のほうは、私の素人目だからでしょうけれども、そこまで、基山中学校ほどまではそういうひび割れが発生したり等はしておりません。保健室のところで土壌の関係でシロアリの被害を受けたことはちょっとあつたんですけれども、基礎部にかかるような事態にはなつておりませんので、中学校の大規模改造を見ながら、若基小学校については検討をさせていただきたいと思つております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

いや、だから、いつごろどうしたいのかという検討ぐらひは大まかに立てておかないと、要は優先順位をつけるにしても何にしても、じゃ、若基だけ、これだけいつになるのかわからないよというふうな話になつちゃうんじゃないですか。それには、やはり今考えられる範囲で、若基小としてはこういうこと——何も100%のものを求めているんじゃないで、大き

な公共施設という範囲の中で若基小学校をどうするのかという考え方ぐらいは、やっぱり今からやっていたって早くないんじゃないですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

財政課と協議しながら、その辺早急に検討してまいりたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

学校の大規模改造とかは、義務教育の補助金の3分の1の起債をしていきますので、補助金が確定をしないとなかなかできませんので、中学校が済み次第、教育委員会のほうでも国のほうに要望をしていくものというふうに認識をしています。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ちょっと水かけ論になっちゃうんで。とにかく一刻でも早目に、まず、担当課のほうでこうしていきたいんだよということぐらいは、やっぱり検討をしていただいて、27年度でまとめないかんのですから、それができてからの話ということになると思うので、その辺は早急にやっていただければと思います。

それでもう1つ、この計画の検討結果が当然27年次に出てきて、それと並行して第5次総合計画が平成27年の第1回の定例会では議案として上程されるという前回の質問で答えがございました。なので、どのようにこのチームでの意見を反映していくのか、ちょっとわからないところがあるので、どの段階でどういうふうな反映するのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

まず、2つの課にまたがります。公共のほうの計画は財政課で、それから総合計画は企画政策課です。それからまず、今回の公共のほうの計画のチームの座長をやらせていただくと

ともに、総合計画のプロジェクトの庁内の座長もやっております。そういう意味では、2つの計画の進捗を一番わかっている人間として答えさせていただきます。

その前に、まず先ほどの公共の話をさせていただくと、今、それこそ何十とか、恐らく百の位のレベルになると思います。それで、洗い出しに何でそんなに時間がかかっているんだと、多くの方はそう思われたんじゃないかと思うので、そこを少し説明させていただくと、単に施設の洗い出しだけをやっているわけではなくて、比較をしなければいけないので、何の項目が必要かというやつを全部して、今十数項目について、1つの施設について十数項目をチェックしていつているわけでございます。その中には、先ほど御質問があっていたようなことも実はあるんですけど、今の段階では多分担当課長さんのほうから答えられないというのが正直なところだと思いますので、そういったことも含めて、もともとこちらの公共施設のほうは、やっぱり財政負担の話から来ておりますので、特にそれを少しでも軽減して、しかも長期的にやるようなものがほとんどなので、その平準化みたいな、まさに昨日の後藤議員みたいな話があるわけでございます。これを、先ほどの答弁のとおり27年度中に——遅くとも27年度と言っていますので、なるべく早く、全部ができなくても途中で主要なところだけでも明確化していくみたいな、そういうことをやっていくのがこの公共施設のほうの話だというふうに思っております。これはハードですね。

それから、総合計画のほうはどちらかというと町の今後のあり方、どうあるべきかみたいな話になってくると思いますので、プロジェクトとしてはハードもありますし、ソフトもあるでしょうし、仕組みとかシステムみたいな話もあると思います。これは、どういう計画になっているかということ、今年度中に基本計画を立てて、来年6月議会に基本構想と基本計画をあわせて上げるみたいなそういうスケジュールになっています。そして、27年度中に実施計画の検討をして、28年度、29年度、30年度の実施計画が28年度にできるという、そういうふうなスケジュールになっております。

その2つのタイムスケジュールをあわせていくと、当然ながら公共工事の計画が27年度の途中ぐらいから見えてきますので、ちょうどそれが議会に総合計画を上げる時期とダブってくると思うので、なるべく基本計画にも公共施設の理念なり考え方なり重立ったものは入れ込むようにしていきたいと思っておりますし、それから、実施計画には完全に間に合いますので、公共施設の検討結果を実施計画に完全に盛り込んでいくというふうなことも考えております。

それから、当然ながら公共施設を考える場合において、基本計画の町としての今後の姿みたいなものも大事なポイントになってくると思いますので、逆に総合計画の基本計画の考え方をこちらの公共施設のほうの計画の中に盛り込んでいくような、そういうことも考えていかなければいけないというふうに思っております。両方を両輪として考えていくというふうに考えているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

少なくとも計画の中に、公共施設というのはこういうふうに考えていきますよという計画の基本的な考え方も入れていただければ、町民にとっては、急に実施計画がぼんと出てくるよりもわかりやすいのかなという気がしますので、できるだけそういう範囲で、何か反映させていただけるようなことで御努力いただければと思います。

最後の、いつごろまでにとということでは27年度中に、できれば早くということ御回答をいただいたので、非常に前向きなこといいなと思っております。ぜひ、その検討の中に入れていただきたいのは、私も認識としては、今の財政状況の時代、これからの公共施設の考え方、基本的に自分なりに考えていますと、昔のように、あれもこれもみんなが望んでいるものを全てやる時代ではないという認識は私も持っております。なので、いろんな工夫をしていかなきゃいけない時代なんだろうなという認識もございまして。その中で、検討の中に、建てる建てないの問題もございまして、運営方法、例えば他市町村との連携、これは合併推進だけにかかわらず、これからの地方公共団体の大きな命題だと思います。無駄な金を使わないで、いわゆる近々の地域がどうやって連携して、全体の出費を減らしていくのかという考え方に基づいての運営というのは非常に大切なことだと思います。これは合併よりも前に、まず近隣の市町村と論議していただかなければいけない観点なのかなと私自身は思っております。なので、そういう観点を入れていただきたいと思うんですが、それともう1つは、その運営の方法ですね、運営の方法。民営なのかどうなのかということも、これだけ人間的ないろんな縛りも出てきますし、制約も出てきますので、そういうことも検討の課題に入れて、それで一つの計画というものが出てくると、より具体的になってわかりやすいのかなという気がいたしますけれども、座長である副町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松田副町長。

○副町長（松田一也君）

まず、近隣の市町村との関係はきのうも話題になりましたけど、コミュニティバスなんかまさにその一番の例だと思います。そういうのは、やっぱり議論するというものの前に、まずきちつと言うべきことを言うということが必要だと思っています。遠慮する必要はないと思っているので、こちら町民の皆さんがバックにいるわけなので、そういうことは今もう既にやっているつもりなので、その後、いい意味での前向きな議論が展開できたらいいと思っています。それはバスだけではなくてほかの、先ほどの葬祭公園なんかも非常に難しい問題だとは思いますが、これから人口は減っていくので、山を越えれば、逆に言えばいろんな施設の設備規模というのは必要なくなってくると思うんですね、下水も含めてですね、ちょっと山を越えれば。今がちょうど山かもしれないけれども、そういうことも長期的に考えればもう一回見直す時期に来ていると思いますので、そういう連携はやっていきたいと思っています。

それから、形態につきましても当然でございますけれども、ただ一方で、例えば民営化するというものになったら、今、公務員としておる人間をどうするかみたいなそういう人事的配慮とか、そういった細かいところも考えていかなければいけないので、その辺は逆に言えば、年齢とか、人数とか、そういったことを細かく見ていきながらやっていかなければなかなかうまくいかないと思っておりますので、そういうことも含めまして、いろいろ議論できたらいいなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

財政を考える上では、監査員の方の報告もあったとおり、やっぱり収入をふやしていくということも無論やっていかなきゃいけないし、必要な経費を削減していく、出費を抑えていくということも大切な観点だと思います。

それで、1つだけこれきのうちょっと、以前出張した大磯の視察に行ったときのあれを見ておったら、大磯では、吉田茂の旧邸が平成21年に燃えたと書いてあったかな。それを建て直すのに全国に寄附を仰いで、全部で6億ぐらい——60億円かかるといったかな。何かその辺単位は忘れちゃったけど、かなりの金額の募金があるし、いわゆる企業が

らのものもあるし、かなりの——もう数億、数十億だったかな、ちょっと単位は忘れまして、申しわけございません。そのようなことも集まっているわけですね。だから、それが全てとは言いませんけれども、やはりそういうような、いわゆるふるさと応援寄附金の延長みたいなものでしょうけれども、やはりそういうような全国的にやられるもの、そういうところからの趣旨によっては寄附というものも考えたり、それから町民の方からも考えたり、それからもう1つは、出費を抑えるという意味では図書館の本——矢祭町はたしか、あれを全国にあれして図書を皆さんから公募して、かなり経費出費を抑えたというふうな経緯もございます。そういうことで、経費を抑えたということもある意味では収入と考えるので、あらゆる工夫をしていただければと思います。そういうことをお願いして、この件については終わりにしたいと思います。ぜひ、27年度中とはいわず、なるべく早い機会に、私たちの前にどうしていくのかな、みんなで考える場を早目に持っていただけるようなことで御努力していただきたいというのが今回の趣旨ですので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、2点目の「風の声がきこえる」の公演についてということについて、何点か絞って御質問いたします。

以前、25年3月の第1回の定例会の一般質問で、ちょうど「こころつないで」の公演が終わった後の一般質問の中で、私は教育長に、1350年祭まではやるんですねと。じゃ、その後どうお考えなんですかという問いをいたしました。そのときに、たしか副町長は、まだ決まっていないけれども、関連の団体と協議して前向きに考えていきたいというような御答弁をなさったような記憶があるんですけども、今もそのお考えに変わりはないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私はそのときに、せっかくでき上がった演劇という文化は、やはり何とか残すべきというか、引き継ぐ何かを考えていければと思うというようなお答えをしたと思いますが、そのことについては、今も同じような考え方をしております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それでは、御回答の中で、私、今の実行委員会が、これは最終的に「こころつないで」の

自主公演というものも視野に入れていろんなこういう公演を行いましたよというようなことを聞いているんですが、そのお考えについては、教育長は何か御意見ございますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私たちがやっておりますのは、あくまでも学校教育の中でやっております。主催に学校が入っております。そもそも学校が主催で立ち上げたのですが、なかなかスキルの面で劣っていたところがあって、いろんな団体のほうから支援していただいて、そういうことで今非常にクオリティーの高い演劇ができ上がっておりますので、学校が主体であるということで考えますと、実行委員会というのは、今度劇をなさった実行委員会のことだと思いますが、そこ学校が共同してやるというようなことは難しいかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

今、ここに実行委員会の方も見られているので、僕の認識に誤りがあつたら後で御意見を聞かせていただければと思うんですけども、僕自体は、ゆくゆく教育委員会で単独で、中学校だけで、小学校だけで、このあれをやっていくということについては、やはりいろんな意味で学校側の負担というのが大きくなって、現実的には先ほどの質問でもあつたように、教師側にも異論が上がったり、そういう問題が出てきているわけですよ。ということは、残された道というのは何なのかなと。こういう文化を残していくのはどういう道筋があるのかなと考えますと、いろんなところの団体が、自主的に集まって、それぞれの持ち場でそれぞれの役割を果たした上での公演というのが、僕なりに考えている自主公演の姿なんです。だから、町は町としての応援をしてもらうこともある。実行委員会は立ち上げて、実行委員会でやることもある。学校側としては、学校に御協力いただかないことにはできないと思う。それから、地域の大人たちも、やっぱり子供たちでこれからどういう舞台にしていくということすら決まって——もし大人たちもそれに参画していくんだつたら、地域の大人の人たちの協力も得なきゃいけない。これが、僕の考える自主公演の姿なんです。そういうものにしていかないと、逆に長続きしないのかなというふうに僕は考えています。それについてまず、違ふよという御反論があればあれですし、御意見を聞かせていただければ。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

先ほども申しましたが、今回やっております創作劇については、学校が、基肄城の歴史、郷土史教育の一環、これが一番大きな問題なんです。発端は、3年前の山城サミットで、菊池で見た八千代座という古い劇場で、6年生のクラスがやった郷土の民話と言いますか、そういうものをプレゼンしてくれたんですね。時間にしても15分ぐらいのものだったんですが、そこにヒントを得て、やはりいろいろ言って聞かせて教えるよりこうやって見せたほうがいいんだと、ここにヒントを得て学校のほうでやると、そしてそれを町民に提案するという、そして、それと同時にテキストなどを使って郷土史の教育を学校のほうでもやっていると、そういうことをあわせて成り立っていますので、一般の児童劇団とはちょっと趣が違ふというか、考え方が違ふということは御理解いただければと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

ですから、その辺の学校の壁も外して、行政と全てが連携した形での、いわゆる町も——無論、町にも協力していただかなきゃ、何もないところから事は始まりませんから、そういうところを含めた上での演劇文化の芽生えを大切に、何らかの形を継承していくという姿にという考え方についてはどうなんですかと私はお伺いしているので、十分に今回の目的が、基山の子供たち、それとあわせて町民の方々に基肄城の歴史を知っていただけるという目的でやられているという趣旨は私たちも理解しているつもりです。だけど、せっかく出た中でやって、みんなが、大人たちも語る会の方たちもあれして、そういう方たちのいろいろな御協力を得ながら、みんながそれぞれ感動を得ていますよね。ということは、教育長は一つのそういう思いでやっていたかもしれないけど、既に町の流れとしては、教育——大きい意味で教育ですよ。子供たちの教育もやっているし、大人たちもいい意味で社会教育という意味で、そういう演劇文化、こういうことをやるのはいいね、でも、一生懸命やったらやっぱり嬉しいよね、俺たちもって。基山町っていい町になれるような気がするよねという感動体験を既に得ているわけですよ。そういう芽を大切にいただけないんですかと私は言っているんで、その辺の考えはどうなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そういうことについては、今後とも考えられることだとは思いますが。特に、今指導していただいている方とは、その後のことについてどういうことができるのかということについても若干のお話をしたことはございます。

それから、指定管理者の今の西鉄BMが指定管理者として入るときに、プレゼンをしてきたときに、そういうことも含めて、演劇ということも、演劇のサークル的なことも西鉄も提案をしたりしてきましたので、いろんなことで関係の人と演劇のことについては相談はできるのではないかなという考えはあります。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

既に、先ほども言ったように、これは大人も子供も含めた上での立派な、僕はある意味では教育委員会の社会教育であり学校教育であり、そういうものをみんな巻き込んだ立派な公演を既に、教育委員会の人たちはやっておられるんだから、自信を持っていいと思うんですよ。だから、それだけで終わらせないで、やっぱりみんながいろんなところで今回の公演を見て、ああいう感動というのはすばらしいよねという認識は持たれたわけですよ。現実には、私が普段まちづくりについていろいろ話しする人間もどっちかというと体育会の人間で、こんな演劇なんて興味なかった人間が、たまたま朝市でパフォーマンスしてもらって、見て、ちょっと面白そうだから行ってみようと思って、ああ、よかったねと、こういうやり方もあるんですよと、すごい、えらい感動して、自分も何かこういうあれだったら輪になってやっていきたいよねという人間がいるんですよ。出てきているんですよ1人、少なくとも1人は。そういう流れを、僕はとめてほしくないと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もそれ本当に大事なところだと思います。それと、学校だけに頼るといのはやっぱり確かに限界に来ているのかなというような感じがします。それだけになお、それじゃ、その

次の形をどうしていくのかというようなこと、これはやっぱり町がやるというような話でもないと思うんですけれども、町もそういう考えを持ってやると。鳥栖のキッズ、出ましたよね、キッズミュージカル。あれなんかも大島さんがずっと長い間会長をやって続けてこられております。ああいう形にでもできればいいんですけれども、なかなか難しいところもあるかと思えますから、その辺も研究して、やっぱり次どう持っていくかということはやっぱり考えていかなきゃいかんというように思います。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それで、教育長にお尋ねなんですけど、最初に聞こうかなと思って忘れていました。教育長、この舞台はごらんになりましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ちょっと所用で遠くに行っていましたので、見ておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

原課長は、夜の部を僕は見に行ったら、ばったり会場で会ったんですけど、原課長、自分の職責を抜いて、一町民として、一個人として、あの舞台を見られてどう思いましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

私も、うちの創作劇をずっと見ておって、あれを見たときに本当に感動いたしまして、子供たちの一生懸命取り組む姿に涙が出たぐらいありました。また、今回の公演を見たんですけど、それに通ずるものがあつたというふうに感じております。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

僕は、基山の公演は基山の公演なりにすばらしいものだと思いますよ。いいんですよ、いろいろやり方があって。ただ、感動というものを大切にして、みんなでやっていこうという気持ちは共通のものじゃないでしょうか。だから、そういうものを大切にしてこれからやっていってくださいよというお願いをしているだけなんです。何も難しい話をしているわけではございません。それが、やっぱり今回公演をやって、少なくとも、残念ながら1,600人、両方満杯じゃなかったんで、千二、三百人と聞いていますけれども、そういう人たちのうち、どれだけ基山の町民の方がおられるか僕もわかりません。でも、少なくとも基山の方が、感動を得られた方はいっぱいいると思います。なので、そういう芽を、生きているうちに次のことを話始めて、前向きに動き出しませんかというのを僕はお願いしているだけなので、ぜひそういうことでお考えいただければなと思っています。

最後に、きのうはスーパームーンでした。うちの女房が、ベランダに来て——きのうじゃなかったかな、きれいな月なので——僕の財布を月に照らして、「何やっつんだお前」と言ったら「いや、この月の御威光をいただいて、こうやると、私の知っている風水では財産が減っていかない、有効に生きていくというおまじないがあったんで、お父さんの財布がこれから少しでもというようなことでやってあげてんのよ」と、財布をやっていたんですよ。だから僕は、きょう帰ったらもうスーパームーンは終わっていますけれども、基山の予算書を月に見せて、やっぱりこれからも財政運営が健全に進んで、公共施設も皆さんが望む姿ではないにしても、やはりみんながある程度納得いく姿のものに一日でも早く持っていける町になることが基山の元気になる、町の第一歩かなと思っていますので、ひとつそういうつもりで私たちも努力していきますので、執行部の方も努力していただければと思います。これで一般質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

～午後3時27分 延会～